

戸田市地域包括ケア計画（案）

第8期 戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

戸田市

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
(1) 計画の性格	2
(2) 法的位置づけ	2
(3) 本計画の位置づけ	3
3. 計画の策定体制	4
(1) 戸田市総合介護福祉市民協議会	4
(2) 日常生活圏域ニーズ調査の実施	5
(3) パブリック・コメントの実施	6
(4) 日常生活圏域の設定	7
4. 計画の期間	8
5. 第7期計画の総括	9
(1) 地域包括ケアシステムの強化	9
(2) 高齢者福祉サービスの適正化	13
(3) 総括	14
6. 第8期計画策定における視点	15
(1) 介護保険法の基本理念に基づく制度運営	15
(2) 地域包括ケアシステムの強化	16
(3) 高齢者福祉サービスの適正化	17
(4) 適応力の高いサービス提供体制の確立	18

第2章 戸田市の現状

1. 統計から見る現状	19
(1) 人口の推移と推計	19
(2) 要介護認定者の推移	22
(3) 介護保険サービス給付費等の推移	23

第3章 計画の基本的な考え方

1. 戸田市のめざす高齢社会像.....	24
(1) 基本理念	24
2. 第8期計画の基本方針	25
(1) 基本方針・基本目標.....	25
(2) 施策体系	30

第4章 具体的な施策の展開

基本目標1. 地域における高齢者の支援体制づくり	31
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	32
(2) 生活支援サービスの推進	35
(3) 認知症施策の推進	37
(4) 在宅医療・介護の連携推進	42
(5) 地域包括支援センターの機能強化.....	45
基本目標2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備.....	53
(1) 介護保険サービスの充実	54
(2) 高齢者の生活支援体制の整備.....	60
「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」	62
基本目標3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり.....	70
(1) 高齢者の活動支援	71
(2) 健康づくりの推進	72
(3) 地域活動・地域交流の支援	73
(4) 地域居住のための支援	74

第5章 高齢者福祉サービスの推進

1. 在宅福祉サービス	77
(1) 在宅福祉サービスの推進	77
2. 生きがいサービス	93
(1) 生きがいサービスの推進	93
3. 在宅福祉サービスの見込量	96
4. 特定施設等の整備	98
(1) 軽費老人ホーム	98
(2) 養護老人ホーム	98

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和元年10月1日現在、3,589万人で、高齢化率は28.4%となっており、埼玉県の高齢化率は、26.2%（令和2年1月1日現在）となっています。

本市の高齢化率は16.4%（令和2年1月1日現在）で、国や県の平均に比べて低い水準ではありますが、本市においても平成26年9月には65歳以上の人口が2万人を超え、平成27年11月には、0～14歳の年少人口を上回り、高齢化は着実に進行しています。

今後さらに高齢化が進行することが予想され、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老々介護や地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化などの課題が、より顕在化していくことが懸念されます。

そこで、本市では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」を目指し、高齢になっても市民一人ひとりが健やかで元気に安心して生活でき、他者への思いやりを持つことでお互いの人権を尊重し、支え合い、幸せを実感することでいつまでも住み続けたいと思える社会、市民自らが積極的に参画できる社会の実現に努めています。

第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、「生活支援サービスの推進」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」、「地域包括支援センターの機能強化」の5つの施策を重点的事項として「地域包括ケアシステム」の基盤整備、深化・推進に取り組んできました。

今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくため、高齢者の健康づくりや生きがいくづくり、「自助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みである「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

そこで、令和7年（2025年）を見据えた中長期的な3期目の計画として、『戸田市地域包括ケア計画(第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)』を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

■高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいくくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画

■介護保険事業計画

65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者含む。）ができる限り住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画

(2) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

※両計画の関係について、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含されるものです。

■高齢者福祉計画の法的位置づけ

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

■介護保険事業計画の法的位置づけ

介護保険法 第117条第1項

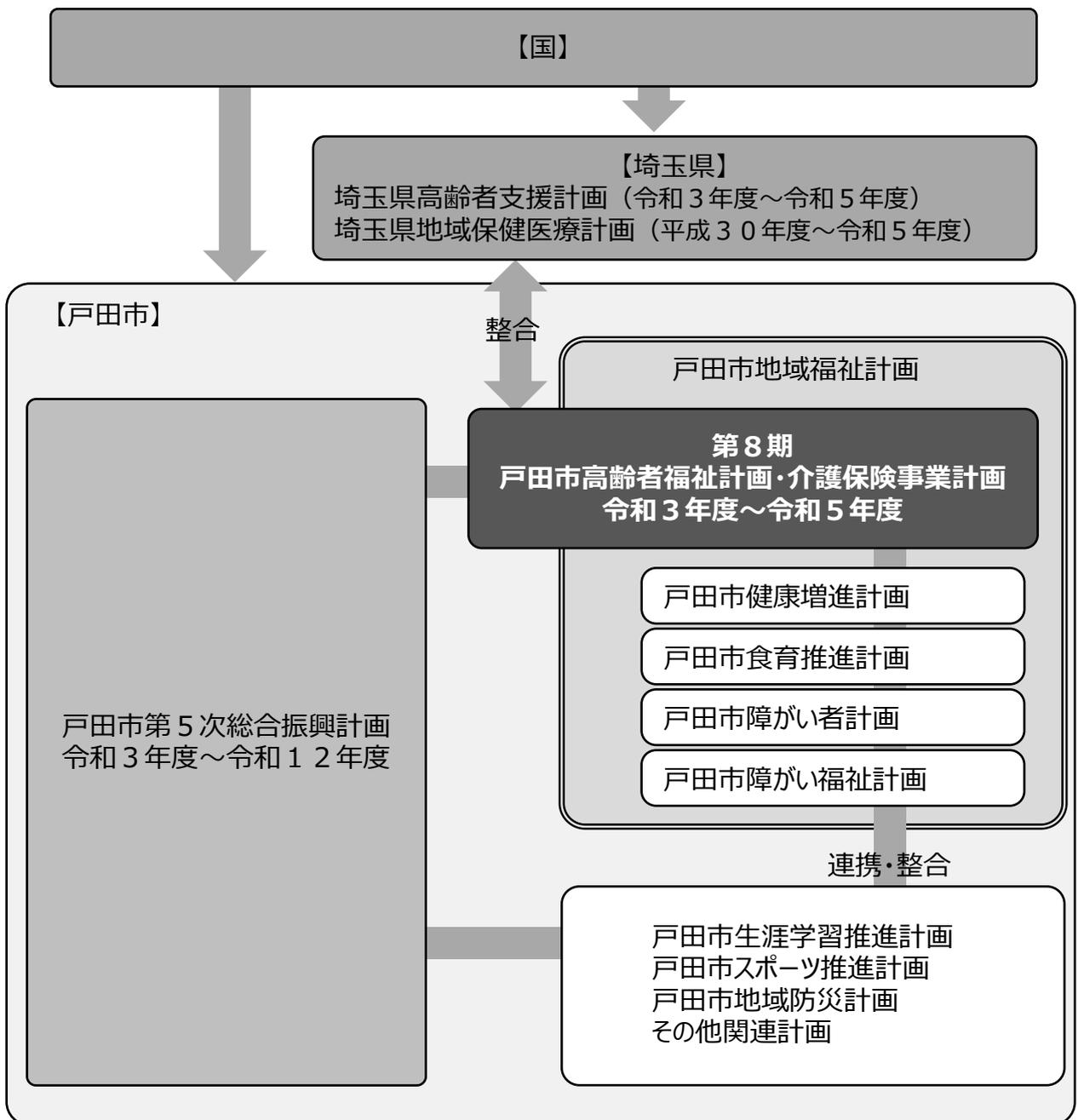
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(3) 本計画の位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「戸田市第5次総合振興計画」（令和3年度～令和12年度）の基本目標である“共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち”の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画となります。

また、国の方針や県の高齢者支援計画、地域保健医療計画、関連する本市の個別計画等と整合性を図り策定します。

■関連計画との関係



3. 計画の策定体制

(1) 戸田市総合介護福祉市民協議会

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた事業展開が求められています。このため、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、介護福祉事業関係者、公募市民など幅広い分野の関係者を委員とする「戸田市総合介護福祉市民協議会」において審議を行い、計画を策定しました。

また、議論に当たっては、「戸田市附属機関等の会議公開に関する指針」に基づき、協議について広く公開することで、会議での議論を一般市民にも明らかにし、会議の活性化及び行政の透明化を図りました。

なお、戸田市総合介護福祉市民協議会における審議経過は次のとおりです。

■戸田市総合介護福祉市民協議会における審議経過

時期	審議内容
第1回 令和2年 5月下旬 (書面会議)	(1) 第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の諮問について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者分・在宅介護分)の結果について (3) 第8期計画における国の基本方針等について (4) 第7期計画(地域包括ケアシステム)の進捗状況及び第8期計画の方向性について
第2回 令和2年 9月上旬 (書面会議)	(1) 第1回戸田市総合介護福祉市民協議会 審議結果について
第3回 令和2年 9月中旬 (書面会議)	(1) 第2回戸田市総合介護福祉市民協議会 審議結果について (2) 第8期計画(素案(第1章～5章))について (3) パブリック・コメントの実施について
第4回(予定) 令和2年12月22日(火)	(1) パブリック・コメントの実施結果について (2) 第8期計画(介護保険料部分(第6章))について
第5回(予定) 令和3年 1月26日(火)	(1) 第8期計画(案)第1章～第7章までについて (2) 答申書について

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たり、必要な基礎資料を得るため、高齢者の生活や介護に関する実態等を把握することを目的として、2種類のアンケート調査を実施しました。

【一般高齢者ニーズ調査】

①調査の目的

要介護状態になる前の高齢者の日常生活の状況を把握する。

②調査実施概要

- ・調査区域：戸田市内全域
- ・調査対象：一般高齢者（65歳以上の市民で、要介護認定者を除く。）
2,276人
- ・抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出法
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査時期：令和元年12月10日（火）～令和元年12月27日（金）

③回収状況

- ・有効回収数：1,404人
- ・回収率：61.7%

【在宅介護実態調査】

①調査の目的

「高齢者の在宅生活」と「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。

②調査実施概要

- ・調査区域：戸田市内全域
- ・調査対象：平成31年1月1日から令和元年11月1日までの期間に要介護・要支援の認定を受けた方 1,341人
- ・抽出方法：条件を満たす被保険者を全件抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収（記名式）
- ・調査時期：令和元年12月10日（火）～令和元年12月27日（金）

③回収状況

- ・有効回収数：638人
- ・回収率：47.6%

(3) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度は、重要な政策を決定する際に、あらかじめ「案」の段階から公表し、市の説明責任を果たすとともに、広く市民の皆様から意見をいただくことで、市民の市政への参画の促進を図る制度です。

提出された皆様からの意見を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行います。

高齢者のみならず、すべての市民が、地域での人と人とのつながりを大事にしながら、いつまでも住み続けることのできるまちづくりを進める上では、市民参画が重要であることから、本計画策定においてもパブリック・コメントを実施しました。

- ・意見募集期間：令和2年10月23日（金）から11月23日（月）まで
- ・意見を提出された方：●名

(4) 日常生活圏域の設定

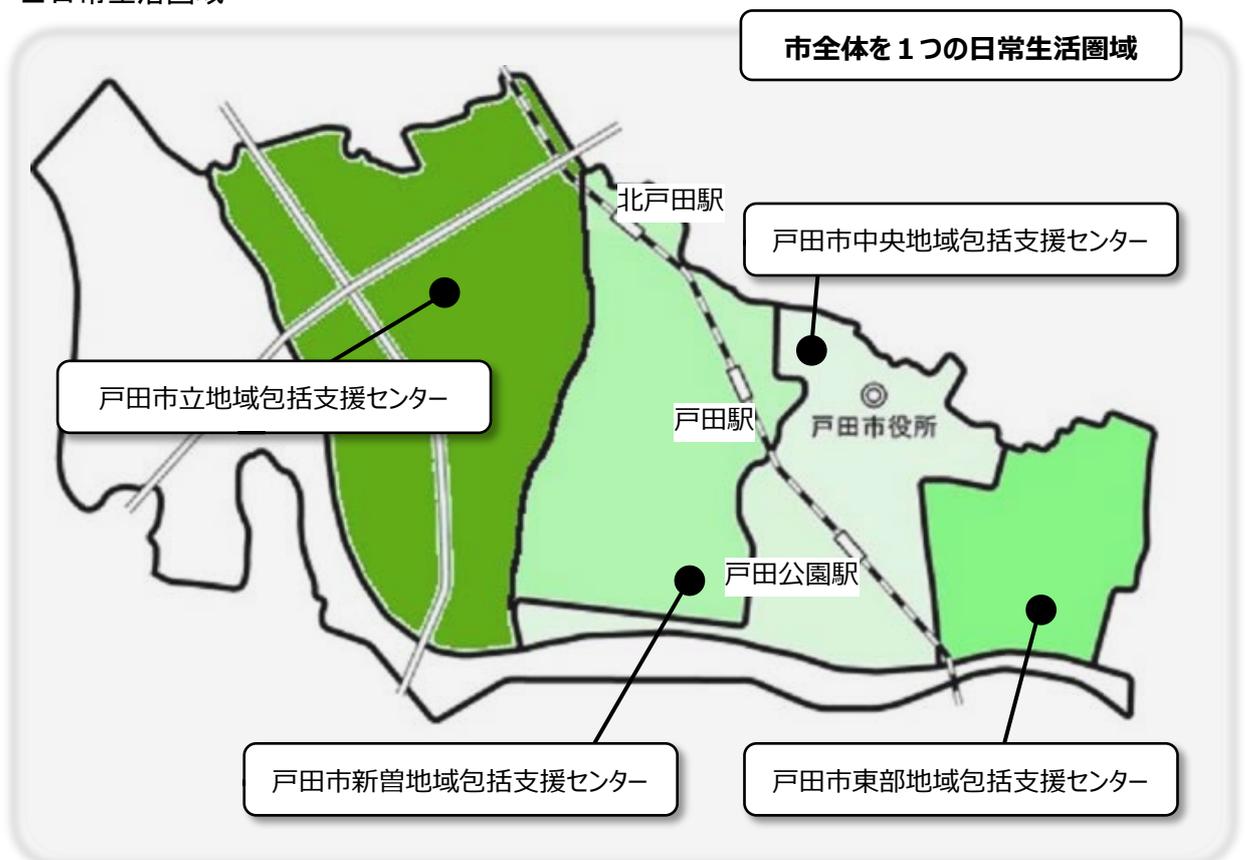
介護保険法では、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して」日常生活圏域を定めるものとされています。

本市の市街化区域面積は、約13.37km²と比較的コンパクトであり、その8割以上が市内の3駅から2km圏内です。また、人口密度は約10,519人/km²（令和2年1月現在）と高く、人口集中地区の人口密度は高まる傾向にあります。

このコンパクトな都市構造をいかし、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療、介護、介護予防、住まい及び見守り・配食等の多様な生活支援サービスを一体的に提供するため、市全体を1つの日常生活圏域として設定しました。

また、市内4か所の地域包括支援センターを中心として、これまで以上に介護事業者・地域の関係者や関連機関等が相互連携し、地域で高齢者の生活を支えるためのネットワークづくりを推進します。

■日常生活圏域

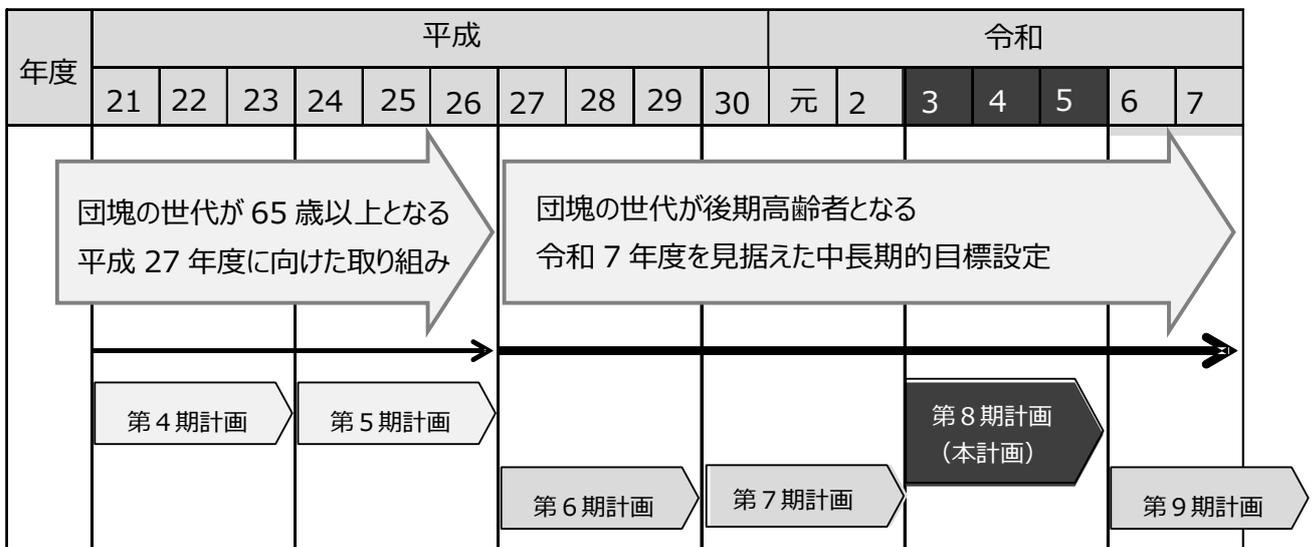


4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

第6期計画以降は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第8期計画では第7期計画で進めてきた地域包括ケアシステムの5つの施策（「5本柱」。26ページ参照）のさらなる充実と深化を図っていきます。

■計画期間



5. 第7期計画の総括

第7期計画は、団塊の世代が後期高齢者となり本格的な超高齢社会を迎える令和7年に向けた中長期的な取組みの第2期目の計画となっています。下の5つの施策を軸として、取り組みました。

また、高齢者福祉サービスにおける事業の適正化にかかる検討を継続し、「健康長寿入浴事業」について見直しを行いました。

(1) 地域包括ケアシステムの強化

施策1 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要支援者等に対して今まで専門職により提供されていた介護サービスに加え、住民や民間企業等の多様な主体が参画し、多様なサービスが提供できる仕組みづくりを行う事業となっており、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されています。

「介護予防・生活支援サービス事業」では、訪問型サービスや通所型サービスについて、ボランティアやNPO、社会福祉法人、民間企業など、これまで参入資格のなかった幅広い主体がサービスを提供できるようになりました。

「一般介護予防事業」は、高齢者の誰もが参加できる住民主体の通いの場を、元気な高齢者が運営することで、自身の介護予防につなげることができる仕組みです。さらに、人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域づくりにつなげています。

その中で、平成28年から、手と足に重りをつけて行う筋力体操として「TODA元気体操」を開始しました。地域において住民主体で取り組むこの体操の集いの場を、毎年度3か所立ち上げ、現在では24か所の各教室で原則週一回開催しています（令和2年1月時点）。「TODA元気体操」の人材育成等の立ち上げ支援や運営支援のため、「介護予防リーダー養成講座」・「フォローアップ講座」などを実施する中で、理学療法士や地域包括支援センター等、専門職と連携し、介護予防の取組みを総合的に支援しました。また、出前講座の活用や、歯科衛生士・保健師による口腔ケアの講座等を同時に開催し、保健事業と介護予防の一体的実施を図ってきました。

このように、地域住民が主体的に開催する通いの場が少しずつ地域に広まってきたことで、介護予防だけでなく、見守りや助け合いのネットワークづくり、他事業につながることも期待できます。

施策2 生活支援体制整備事業

これまで専門職により提供されていた医療、介護のサービス提供に加え、民間企業、社会福祉法人、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を、施策1の「総合事業」と一体的に図っていくことを目的とした事業です。

住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供する仕組みづくりを進めていく上で、中心的な役割を担う「戸田市生活支援・介護予防体制推進協議会（協議体）」の開催にあたっては、埼玉県立大学や埼玉県、埼玉県社会福祉協議会などと連携して、業務を推進しました。

また、地域活動の旗振り役である生活支援コーディネーターと協議体が連携しながら、地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組んできました。担い手育成講座の開催にあたっては、認知症サポーター養成講座、傾聴ボランティア、地域の拠点の活動など、様々な要素を取り入れ、講座内容の充実を図っています。

地域づくりを推し進めるために、市内医療機関の待合室における集いの場の立ち上げを支援し、高齢者の居場所となる拠点を整備しました。さらに、高齢者の地域での生活にとって便利な資源の情報を把握し、地域資源の見える化（地域資源リスト・マップの作成）を行い、また、地域づくりに向けたフォーラムの開催に取り組みました。

施策3 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の状態の変化に応じて、必要な医療、介護及び生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを形成することが重要です。

第7期計画では、小中学校、市職員、シルバー人材センターなど幅広い対象へ、認知症の本人や家族を温かく見守る応援者となるための「認知症サポーター養成講座」を開催しました。併せて、認知症サポーター養成講座受講修了者に向けて「おれんじ通信」を発行し、認知症サポーターの活動の促進に取り組んでいます。

また、認知症の本人及び家族に対する支援事業として、地域の身近な場所で、医療・保健・福祉の専門職に相談しながら、地域住民と交流ができる「認知症カフェ」への支援を行い、新たに4か所のカフェの立ち上げ、交流会等を随時開催しています。

認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、状態に応じた適切なサービスが提供されるように「みんなが知っておきたい認知症あんしん情報ガイド（認知症ケアパス）」の改訂を行い、関係機関等に配布し、認知症に対する理解の促進と支援の輪の拡大につなげています。

また、行方不明になる恐れのある高齢者を地域の中で早期に発見できるよう徘徊模擬訓練を実施し、認知症による、あるいは、認知症と疑われる方への声掛け方法を訓練しました。

このように、関係機関等との研修会の実施や、認知症サポーター養成講座、認知症カフェの支援、認知症ケアパスの作成・普及などを通じて、地域におけるネットワークづくりを進めています。

施策4 在宅医療・介護の連携推進

本事業では、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられるように、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう在宅医療と介護の推進を行います。そのためには、医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療関係者と、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターといった介護関係者との顔の見える関係づくりや近隣自治体との協働など、幅広い連携が必要となってきます。

第7期計画においては、蕨市と合同で開催した「医療・介護連携ネットワーク会議」を活用し、在宅医療・介護を進める上での地域課題を抽出し、解決策の検討を行いました。

また、医療・介護事業者を対象とした多職種連携の会の開催に当たっては、埼玉県南部保健所・川口市・蕨市と共催で開催するなど、行政同士の連携を図りながら実施してきました。

加えて、市民向け講演会の開催や、在宅医療周知リーフレットを拡張し、市民への普及啓発についても進めています。在宅での医療・介護を支援するため、在宅医療を担う機関等のリストを適宜更新し、医療機関情報を必要とする市民が利用できる終活事業として、「エンディングノート」（人生を振り返り、個人の情報や要望・希望をわかりやすくまとめ残すツール）を制作及び配布し、人生のより良い終わりのための終活への支援をはじめました。

施策5 地域ケア会議の強化（地域包括支援センターの機能強化）

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っています。

地域包括支援センターの運営に当たっては、運営上の基本的な考え方や理念、業務体系の指針などを明確にし、業務の円滑、効率的な実施、適切、公平中立的な運営を行うことを目的とした「地域包括支援センター運営方針」に基づき運用しています。

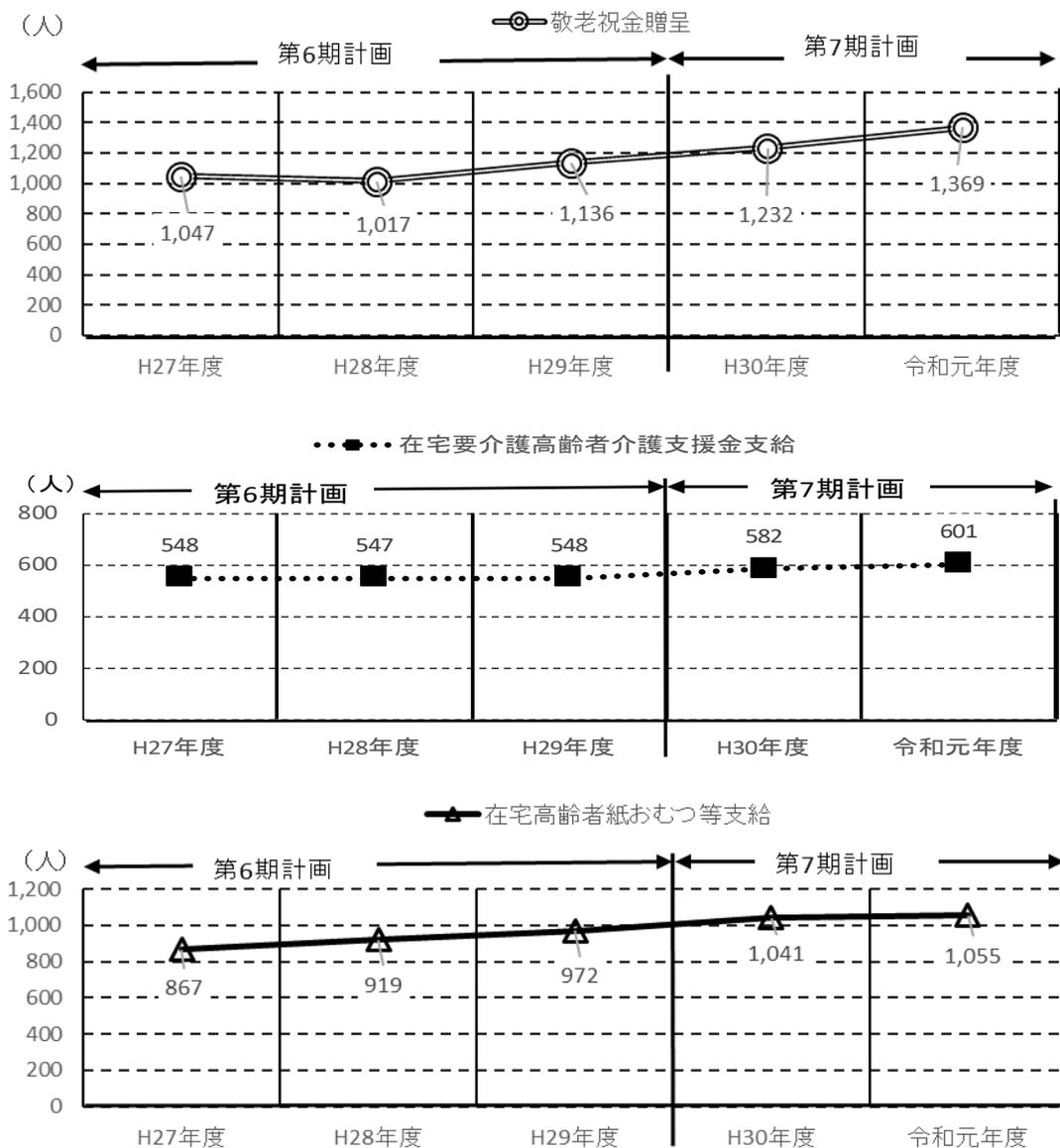
その中で、地域包括支援センターの機能強化を図るために、各種「地域ケア会議」を実施し、個別案件事例の検討を通して、地域の課題の把握や検討を行っています。また、多職種が連携して、高齢者の自立に向けたケアマネジメントを支援する「自立支援型地域ケア会議」の導入のためのルール作りや、関係機関への周知・啓発を行い、令和2年度より会議をスタートしました。

(2) 高齢者福祉サービスの適正化

本市の高齢化率は県内で最も低く、比較的“若い”自治体と考えられますが、人口推移だけを見れば、高齢化は年々進行しています。そこで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、より多くの高齢者が健康を維持し、地域の中で活躍できる環境の整備や支援の充実を図っていくことが重要になります。

第6期計画において、将来の安定的なサービスの提供のため、高齢者福祉サービスのうち、「敬老祝金贈呈」、「在宅要介護高齢者介護支援金支給」、「在宅高齢者紙おむつ等支給」事業について見直しを行い、規模の適正化を図りました。第7期計画においても、検討を継続し、「健康長寿入浴事業」について見直しを行いました。

■第6期計画で見直しを実施した事業の対象者数の推移



資料：長寿介護課資料（各年度末時点）

(3) 総括

第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進として、5つの施策に取り組んできました。地域包括ケアシステムが有効に機能していくためには、基盤の充実とともに、様々な局面で関わってくる多くの市民の主体的な活動が不可欠であり、市民一人ひとりの理解と支え合いの気持ちが大切になるため、今後も地域への啓発を行いながら、体制づくりを進めていきます。

また、平成12年度の介護保険制度の開始以降、介護保険サービスの充実を図り、高齢者福祉サービスについても、見直しを行ってきました。年々、高齢者人口が増加していく中、今後の安定的なサービスの提供のため、第6期計画に引き続き検討を実施し、「健康長寿入浴事業」について見直しを行いました。

今後は、さらなる高齢者数の増加が見込まれることから、事業の目的や財政状況、市民の社会経済状況等の様々な視点を踏まえ、安定的なサービス提供を実現していくため、高齢者福祉サービスの在り方を引き続き検討していきます。

6. 第8期計画策定における視点

(1) 介護保険法の基本理念に基づく制度運営

介護保険法（平成9年法律第123号）が平成12年4月1日に施行され、介護保険サービスの導入から既に20年が経過しています。各市町村は、高齢者の多様なニーズに応えるため、地域包括支援センターの設置や、介護予防事業の開始、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）をはじめとした地域密着型サービスの導入など、サービスの充実を図ってきました。

その中で、開始当初からの基本理念として、介護保険法第4条では国民の努力及び義務として、「介護予防のために健康保持増進に取組み、要介護状態になってもサービスを利用して能力維持向上に努めること」が、また、第5条では国及び市町村の責務として「被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療及び居住に関する施策と連携を図りつつ包括的に施策を推進すること」が掲げられています。

介護保険法（抜粋）

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めると共に、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない。

第8期計画においても引き続き、法の基本理念に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、第6期計画から進めてきた地域包括ケアシステムの基盤の整備及び深化・推進を受け、5つの施策（5つの柱）を軸に地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの強化

平成30年4月1日に施行（一部は8月1日施行）された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目指し、『Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進』と『Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保』という大きな方向性が示されています。

特に、『Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進』においては、「1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進」、「2 医療・介護の連携の推進」、「3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進」といった取組みが示され、これまで以上に市町村が保険者機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的な成果を上げることや、医療と介護のさらなる連携、行政と地域住民が協働し、高齢者に限らず、障がいのある人も含め、福祉的なサポートを必要とする人を地域で互いに支え合っていく地域共生の仕組みづくりを推進していくことが求められています。

さらに、令和3年4月1日に施行が予定されている「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築」や「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」などが求められています。

地域包括ケアシステムが目指すところはいずれの市町村においても同じですが、地域の実情はそれぞれの市町村によって異なることから、各市町村が地域住民のニーズに応じた独自の地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していくことが必要となります。

本市においても、戸田市型地域包括ケアシステムを確立し、要介護度の改善などの具体的な成果に結び付けることができるよう、内容の充実を図っていきます。

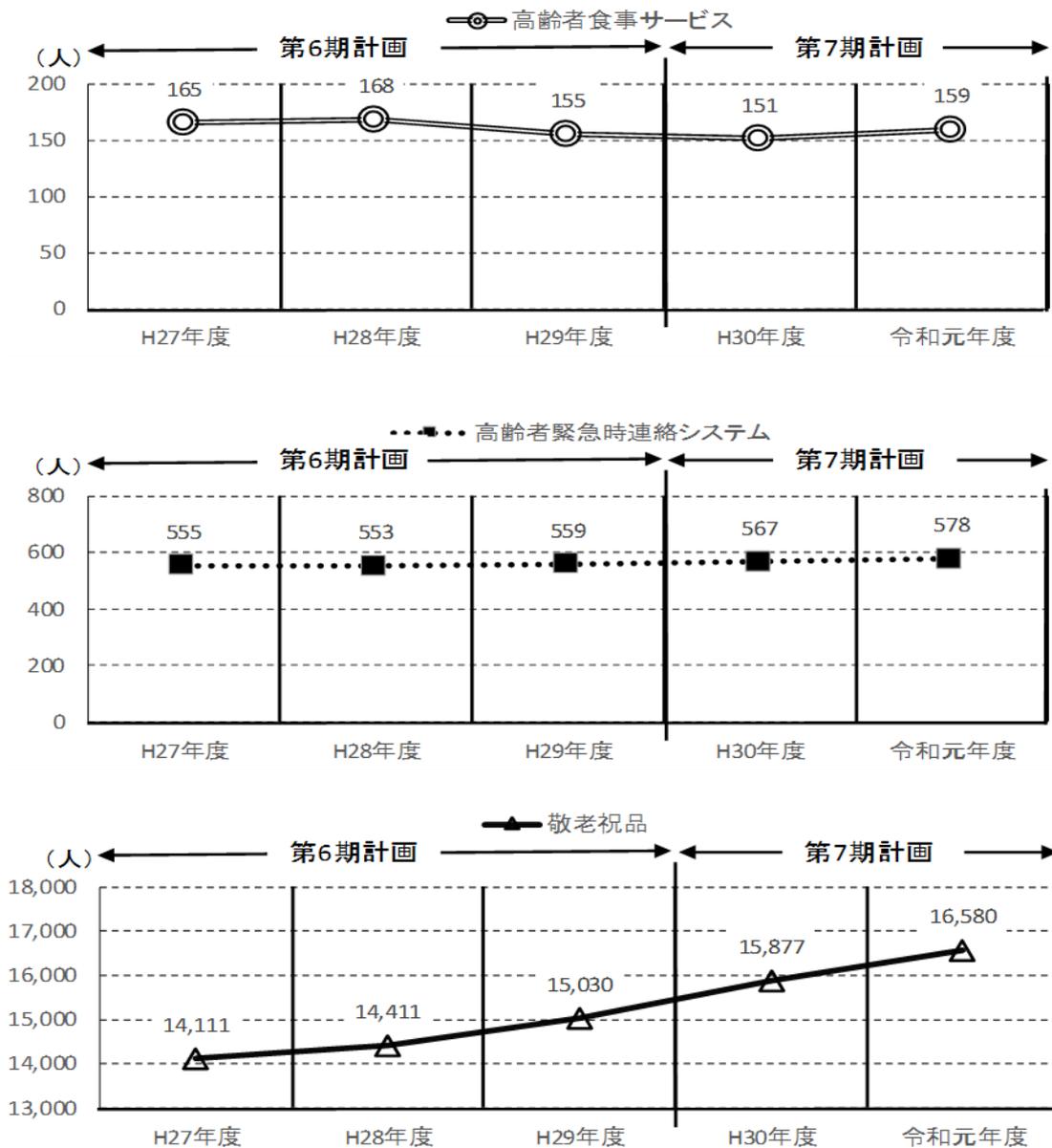
また、『Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保』については、介護費用の拡大に伴い、制度を維持するために、利用者負担割合、高額介護サービス費、費用負担の見直しなどを行います。

(3) 高齢者福祉サービスの適正化

第5期計画以降継続して実施している事業について、「高齢者食事サービス」および「高齢者緊急時連絡システム」は毎年度一定の利用があります。また、「敬老祝品」事業の対象者は、対象者が増加傾向にあり、令和元年度以降は1.6万人を超えています。

第6期計画で行った事業規模の適正化を踏まえ、第7期計画に引き続き、高齢者福祉サービスの整備を検討していきます。

■第5期計画以降サービス内容を継続している事業の対象者数の推移



資料：長寿介護課資料（各年度末時点）

(4) 適応力の高いサービス提供体制の確立

令和2年、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大が起こり、戸田市においても、感染者が発生しています。これにより、地域の集まりが抑制されたり、高齢者のサービスの利用が控えられるなどの影響が出ています。

新型コロナウイルス感染症のワクチン開発・製造にまだ時間がかかると想定されており、また、新たな感染症が発生する可能性に鑑み、ウイルスと共存しつつ社会経済活動を行っていく必要があります。そのために、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着することが重要です。

安心して必要な方が必要なサービスを利用できるように、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、「3密（密閉、密集、密接）」の回避などの感染予防対策を徹底したサービス提供を行うため、埼玉県等、関係機関と連携しながら提供体制の確立を進めていきます。継続したサービスの提供のために、介護者の感染や濃厚接触者となった場合の支援体制についても整備していきます。

また、感染予防対策を取り入れた日常生活において、外出を控えるようになった高齢者への見守りや安否確認体制の強化などの新たなニーズが発生する可能性もあります。この新たなニーズに応えるために、必要とされる支援を検討していきます。

このように、感染症や災害などの困難な状況に対しても、しなやかに適応するサービス提供体制の確立を目指します。



第2章

戸田市の現状

1. 統計から見る現状

(1) 人口の推移と推計

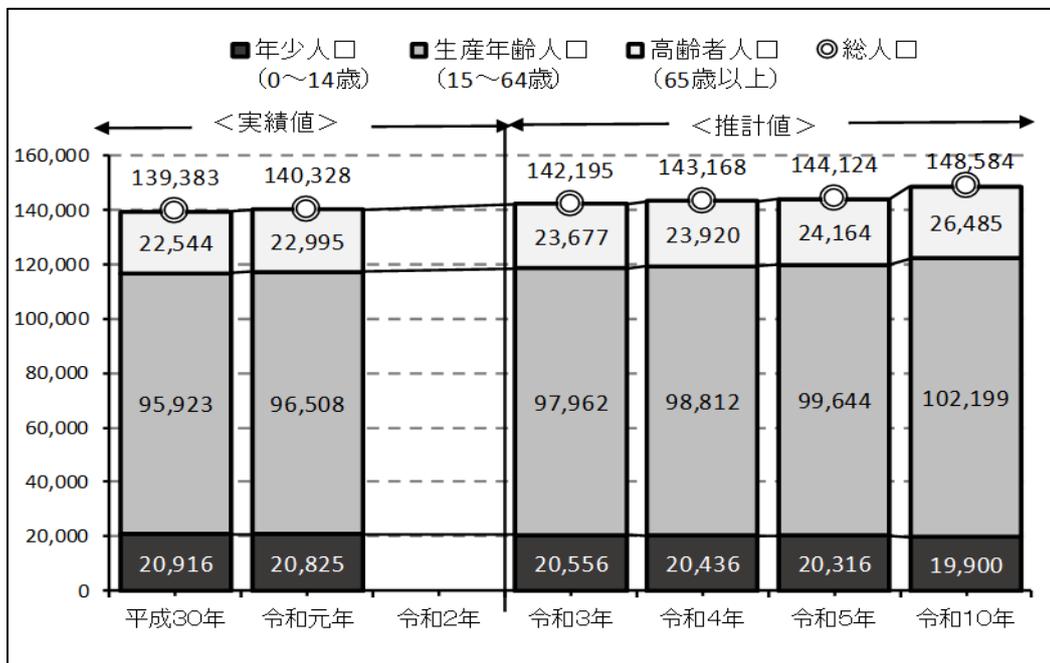
本市の人口は、未だ増加の一途をたどっています。総人口では前年に比べ、毎年1,000人程度増加しており、令和5年は、令和3年に比べ1,929人増の144,124人となる見込みです。生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。伸び率は高齢者人口（65歳以上）がやや高くなっています。

後期高齢者（75歳以上）は増加傾向にあり、令和5年は、令和3年の1.06倍（平成30年比で、747人増）となる12,708人となる見込みです。

高齢社会を支える第2号被保険者（40～64歳）も増加傾向にありますが、令和5年は52,688人で、令和3年に比べて1.03倍の伸び率となっており、第2号被保険者の増加を上回る割合で高齢者人口が増加する見込みです。

高齢化率も年々徐々に増加し、令和5年には16.8%に達する見込みですが、埼玉県の高齢化率は令和2年1月1日現在の26.2%であり、県下では高齢化率は最も低い水準となっています。

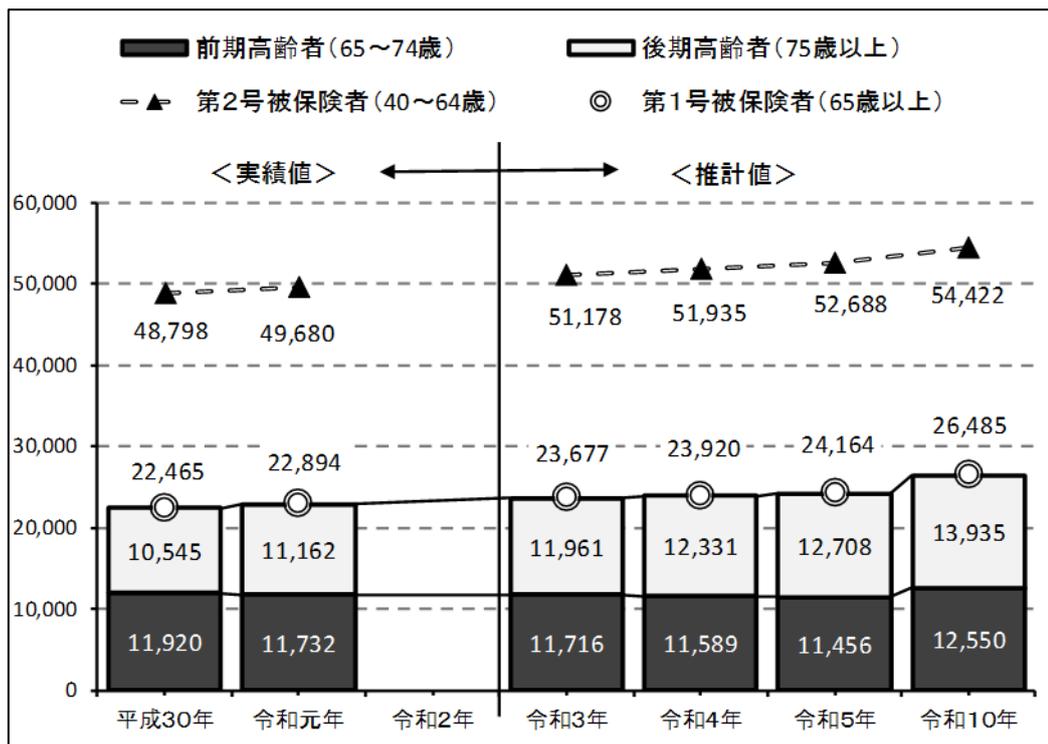
■人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

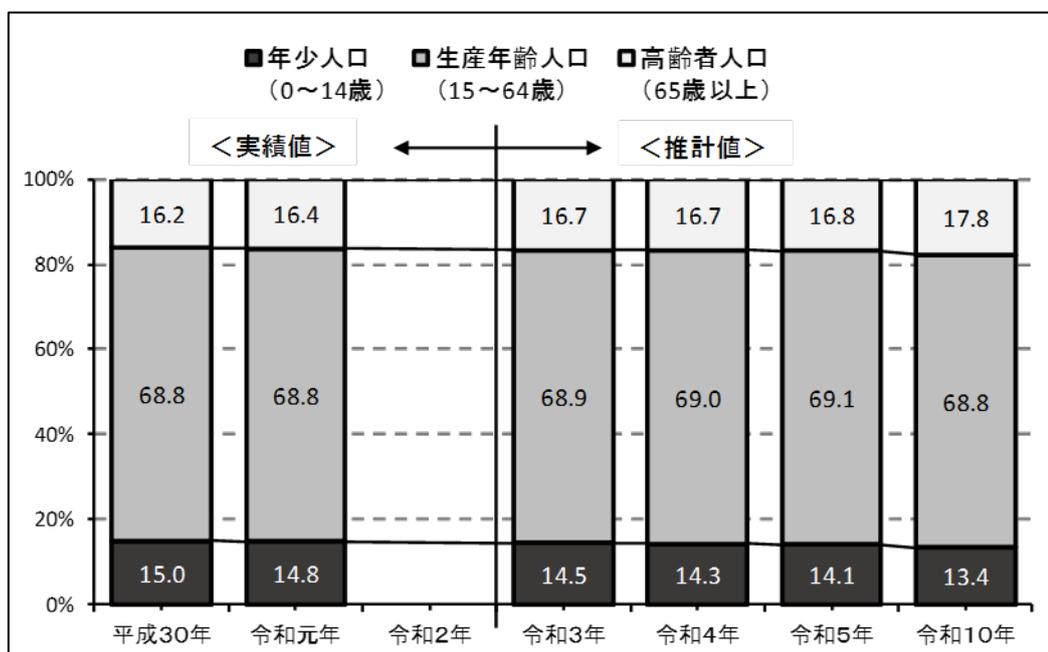
※令和3年以降の推計値については、過去数年の10月1日現在の住民基本台帳（年度の中間地点）を基に、コーホート変化率法により、推計しています。なお、コーホート変化率法とは、同じ年に生まれた人々（コーホート）を基本に、実績人口の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法です。

第2章 戸田市の現状



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢3区分別の構成比の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和3年以降も同様の傾向を示すものと想定され、総人口は増加していくものと試算されています。

第8期計画の期間内である令和3年から令和5年は年少人口（0～14歳）が減少し、長期的に見ると、生産年齢人口（15～64歳）も減少に転じるものと

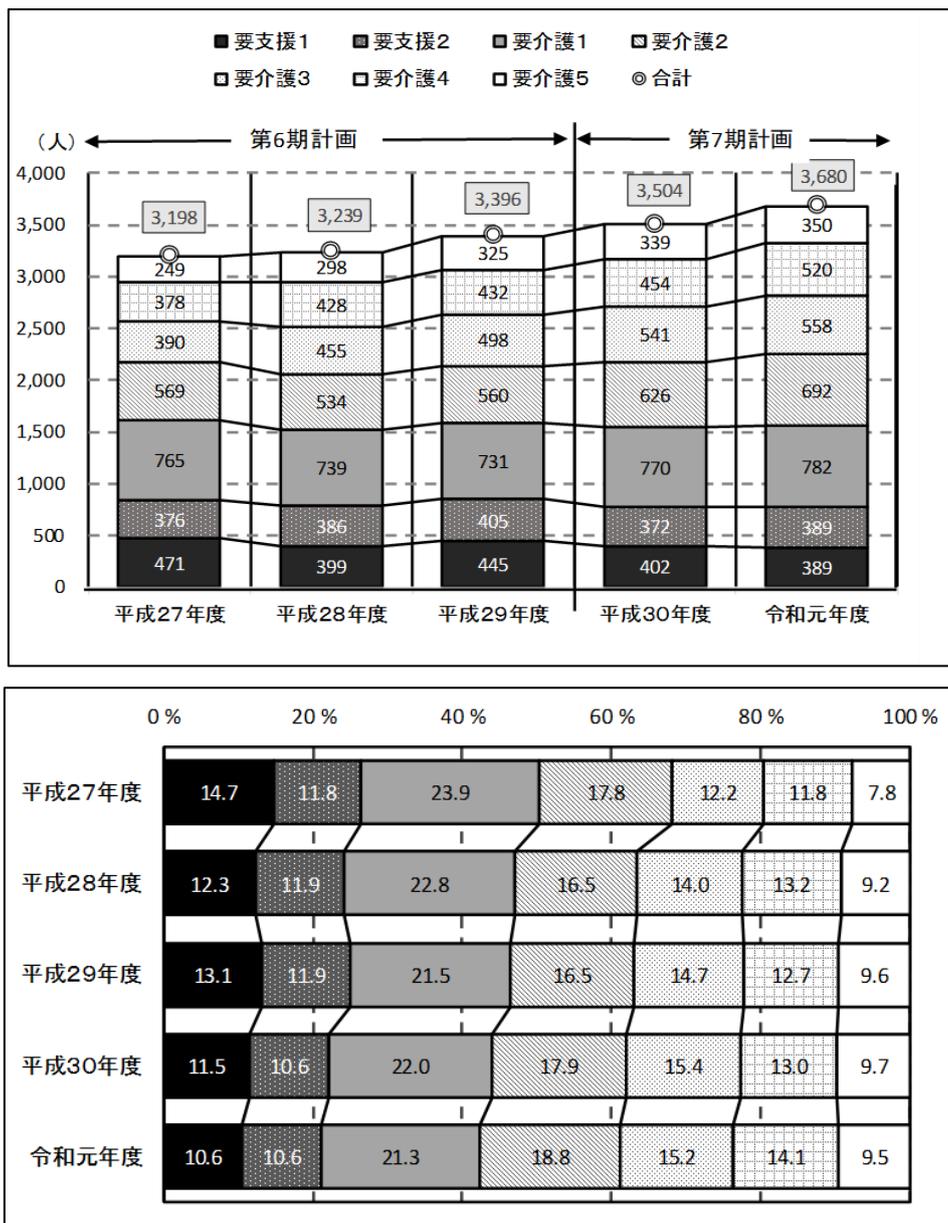
試算されています。また、高齢者の中でも前期高齢者（65～74歳）は減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）が増加していくものと推計されています。

(2) 要介護認定者の推移

令和元年度まで、本市の要介護（要支援）認定者数は年々増加傾向にありましたが、要支援1については平成29年以降、減少傾向がみられます。

また、認定者割合の推移を見ると、平成29年度以降、要支援1から要介護1までは、概ね減少傾向にあるものの、要介護2以上はやや増加傾向がみられます。

■ 認定者数と認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

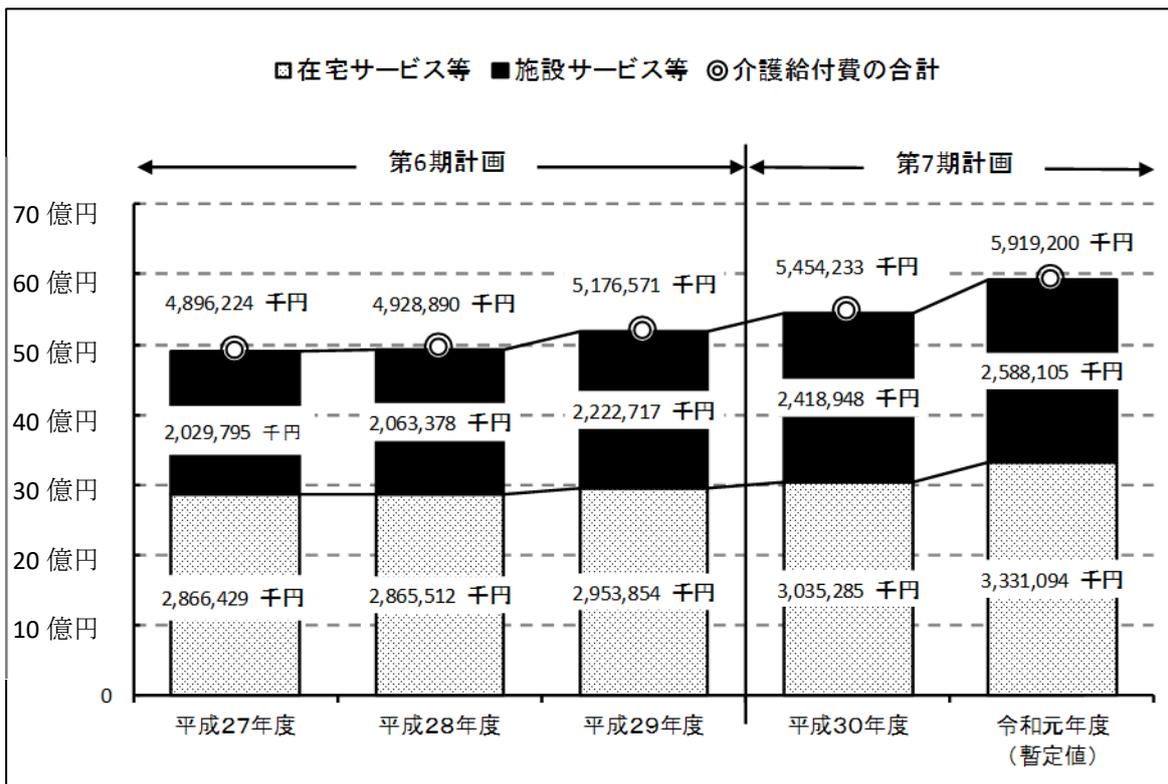
(3) 介護保険サービス給付費等の推移

介護保険サービスの給付費の推移について見ると、第6期計画の3年間は給付費の上昇傾向は見られるものの、伸び率は鈍化していましたが、第7期計画では伸び率が上昇しています。介護給付費の合計は、令和元年度には5,919,200千円と、平成29年度の1.14倍の水準に達しています。

具体的には、第6期計画期間中の平成27年度から平成29年度に、在宅サービスが1.03倍、施設サービスが1.10倍の上昇が見られたのに対して、第6期計画の最終年度である平成29年度と令和元年度を比較すると、在宅サービスで1.13倍、施設サービスで1.16倍となっており、ともに上昇しています。

また、在宅サービスと施設サービスの給付費に占める割合を見ると、在宅サービスの占める割合が高いものの、第7期計画期間においても第6期計画同様に、在宅サービスの割合は低下傾向にあります。

■介護給付費の推移（高額介護サービス費を除く）



資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

第3章

計画の基本的な考え方

1. 戸田市のめざす高齢社会像

戸田市は、戸田市第5次総合振興計画の中で、基本目標の一つに「共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち」を掲げ、地域における多様な主体の連携と市民相互の支え合いを基本としながら、的確に福祉サービスを提供することにより、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人々が、その人らしく安心して暮らせるまちを目指しています。

この基本目標に即した高齢社会とは、誰もが健康で元気に安心していきいきと生活でき、地域においては他者への思いやりを持ち、支え合うことで、いつまでも住み続けたいと思える社会です。

また、高齢であっても、障がいがあっても、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあい、ひとしく健やかで幸せを実感できる社会であり、市民自らが積極的に参画できる社会です。

(1) 基本理念

第8期計画においても、これまでの地域包括ケア計画の基本理念を継承し、戸田市第5次総合振興計画における「共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち」の実現に向けて、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

いつでも・どこでも・だれでも

- 1 いきいきと暮らす
- 2 すこやかに暮らす
- 3 安心して暮らす

2. 第8期計画の基本方針

(1) 基本方針・基本目標

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となり、本格的な超高齢社会を迎える令和7年に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中長期的な計画の3期目となります。

第6期計画での基盤整備と、第7期計画での各取組みを継承しつつ、地域の実情やニーズに応じた『地域包括ケアシステムの深化・推進』を図っていくことを本計画の基本方針とします。また、以下のとおり3つの基本目標を掲げます。

基本方針

地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標

1. 地域における高齢者の支援体制づくり
2. 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備
3. 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

戸田市地域包括ケア計画 【概略】

(第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

① 基本方針

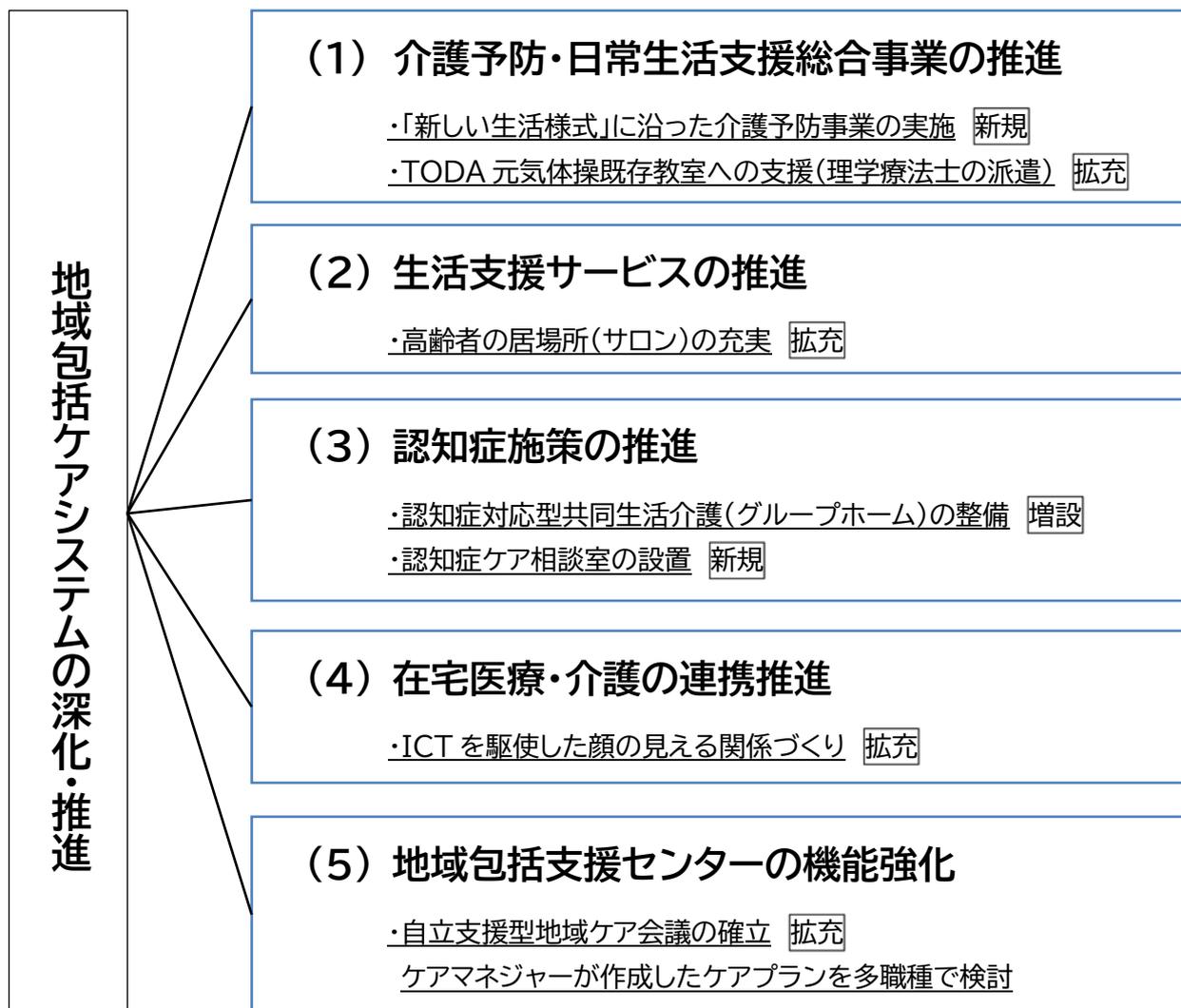
第7期計画を踏襲し、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)を見据え、引き続き、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本方針とします。

② 地域包括ケアシステムの「5つの柱」

地域包括ケアシステムは、下図(1)～(5)の5つの柱(基本目標1)を中心に構築されています。

第6期計画では、各柱の基盤整備を行い、第7期計画では、この基盤を軸に各施策の深化・推進を図ってきました。

第8期計画においては、更なる進化・推進のため、以下の新規・拡充項目に取り組みます。



団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、戸田市型地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。



基本目標 1

地域における高齢者の支援体制づくり

国の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、自立支援・重度化防止に向けた取組みを強化するため保険者機能の強化を求めています。

第6期計画においては、地域包括ケアシステムの実現に向け、5つの柱に沿って基盤の整備を行い、第7期計画では、住民主体の介護予防事業など、地域の中で活動する担い手の育成や確保に取り組むとともに、本市の地域特性に応じた効果的な事業の推進を図ってきました。

第8期計画においても、情報を積極的に発信しながら、地域の人材と資源を有効に活用しつつ、住民とともに介護予防をはじめとした各施策に取り組んでいきます。その中では、「新しい生活様式」を踏まえて、感染予防対策を徹底した住民主体の介護予防・健康づくり事業を推進します。

基本目標 2

介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するためには、介護保険サービスや高齢者の生活支援体制の整備が必要となります。

これまでも、地域のニーズを把握しながら「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）」の増設等、必要な介護サービスの整備を進めてきました。

今後も、介護や支援を必要とする高齢者人口の増加が予測される中、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、適正な介護サービスの提供に取り組んでいきます。

さらに、在宅生活の継続のための介護者に対する支援として、介護知識・技術の習得支援の場を設けるとともに、介護者の交流の機会などを提供します。

また、高齢者の在宅生活を支える市独自の高齢者福祉サービスを継続的・安定的に提供していけるよう、引き続きサービスの適正化を検討するとともに、整備を進めていきます。

支援が必要な高齢者へのケースワークに当たっては、地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制を強化し、対応を進めていきます。その中で、権利擁護の支援が必要な高齢者については、国が定めた方針及び本計画の中に位置づけられた「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の活用促進を図ります。

基本目標3

生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

いつまでも健康でいきいきと暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく、主体的に活動し、自立した生活をするための生きがいづくりや健康づくりが重要です。

そのため、高齢者が生涯をとおして活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識をいかしながら社会を支える一員として活躍するための、支援を行います。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いを基本に、地域全体で高齢者を支えることが重要になります。

その中では、社会福祉協議会で行っている既存の支部活動やNPO等の活動をいかしつつ、関係機関と連携して高齢者の通いの場や活動の拠点の整備等、地域活動の活性化を図ります。さらに、若い世代とともに地域社会を支え、年齢を超えた交流を推進します。

これら地域活動の中では、「新しい生活様式」を踏まえ、感染予防対策を徹底しながら各取組みを進めていきます。

～地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて～

地域包括ケアシステムは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための仕組みです。

令和7年に団塊の世代が後期高齢者となり、本市においても高齢者の半数以上が後期高齢者となることや、要介護認定者が大幅に増加することが予測されています。

そのため、行政、事業者、専門機関、地域が手を取り合い、地域の特性を最大限にいかしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動等を展開する必要があります。

第7期計画に引き続き第8期計画においても、地域包括ケアシステムの深化に向けて、地域のニーズや課題に即して、より実効性のある取組みの展開や強化を推進していきます。

(2) 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「基本目標1」の5つの柱を重点項目として事業を進めます。

基本方針	基本目標	施策の方向	基本施策	
地域包括ケアシステムの深化・推進	<p>〈基本目標1〉</p> <p>地域における高齢者の支援体制づくり【5つの柱】</p>	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①介護予防・生活支援サービス事業の推進 ②介護予防事業の推進	
		(2) 生活支援サービスの推進	①生活支援サービスの推進	
		(3) 認知症施策の推進	①認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進 ②認知症支援体制の整備	
		(4) 在宅医療・介護の連携推進	①医療・介護の情報共有支援 ②連携体制の整備・推進	
		(5) 地域包括支援センターの機能強化	①地域ケア会議の強化 ②総合相談支援の充実 ③ケアマネジメントの充実 ④権利擁護支援の促進 ⑤包括的・継続的なケアマネジメントの充実	
	<p>〈基本目標2〉</p> <p>介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備</p>	(1) 介護保険サービスの充実	①介護給付サービスの提供 ②予防給付サービスの提供 ③介護保険サービスの基盤整備 ④地域密着型サービスの提供 ⑤相談窓口の充実 ⑥介護給付費の適正化の推進	
			(2) 高齢者の生活支援体制の整備	⑦家族介護支援 ①高齢者福祉サービスの整備 ②高齢者福祉サービスの周知活動の実施 ③ケースワーク体制の充実 ④成年後見制度の利用促進
		<p>〈基本目標3〉</p> <p>生きがいもち安心して暮らせる地域づくり</p>	(1) 高齢者の活動支援	①活動機会の拡充 ②就労機会の拡大
			(2) 健康づくりの推進	①健康づくり支援の充実
			(3) 地域活動・地域交流の支援	①地域福祉活動の活性化 ②交流・理解の促進
	(4) 地域居住のための支援		①バリアフリーの推進 ②安心・安全な生活環境づくり	

第4章

具体的な施策の展開

基本目標 1. 地域における高齢者の支援体制づくり

国の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、自立支援・重度化防止に向けた取組みを強化するため保険者機能の強化を求めています。

第6期計画においては、地域包括ケアシステムの実現に向け、5つの施策に沿って基盤の整備を行い、第7期計画では、住民主体の介護予防事業などの地域の中で活動する担い手の育成や確保に取り組むとともに、第6期計画での課題の解決と5つの施策に沿って、戸田市の地域特性に即した効果的な事業の推進を図りました。

第8期計画でも、地域の人材と資源を有効に活用し、情報を積極的に発信することで、住民とともに考え、感染予防対策を徹底した住民主体の介護予防・健康づくり事業を推進するとともに、第7期計画での課題の解決と5つの施策に沿って、戸田市の地域特性に即した効果的な事業の推進を図っていきます。

基本目標1 地域における高齢者の支援体制づくり	施策の方向	基本施策
	(1) 介護予防・日常生活支援 総合事業の推進	①介護予防・生活支援サービス事業の推進
		②介護予防事業の推進
	(2) 生活支援サービスの推進	①生活支援サービスの推進
	(3) 認知症施策の推進	①認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進
		②認知症支援体制の整備
	(4) 在宅医療・介護の連携推進	①医療・介護の情報共有支援
		②連携体制の整備・推進
	(5) 地域包括支援センターの 機能強化	①地域ケア会議の強化
		②総合相談支援の充実
		③ケアマネジメントの充実
		④権利擁護支援の促進
		⑤包括的・継続的なケアマネジメントの充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・日常生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく分かれます。

介護予防・日常生活支援サービス事業としては、これまでどおり、介護の専門職による訪問型サービスと通所型サービスの提供を維持していきます。

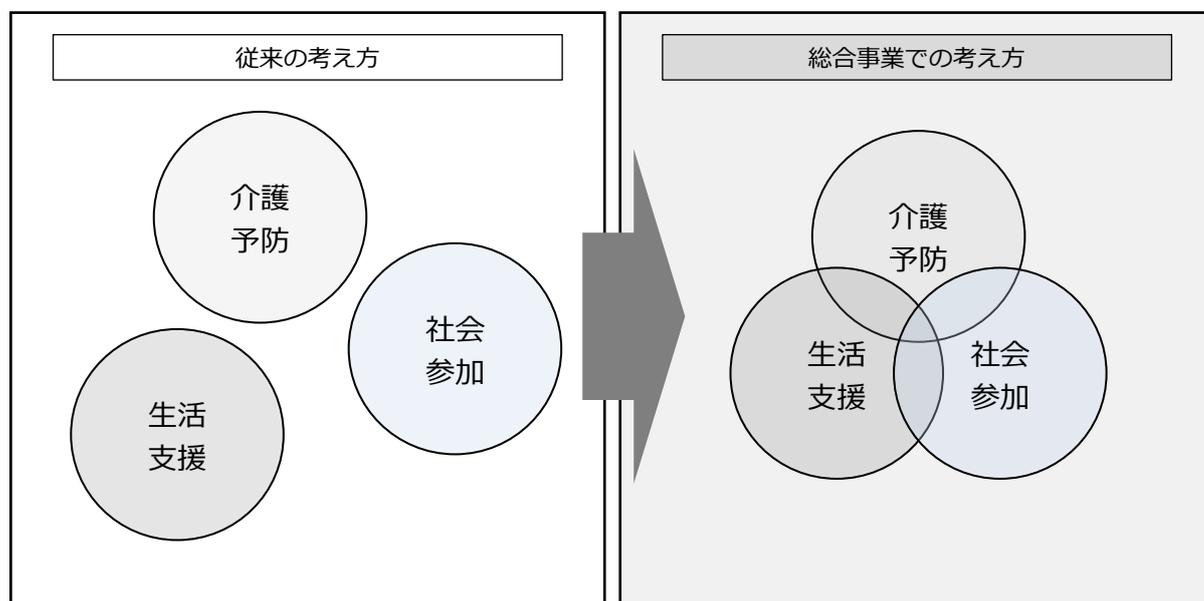
また、一般介護予防事業は、介護が必要となる前の段階から予防を行うことにより高齢者の健康と暮らしの質の向上を目指すものであり、本市では、引き続き「TODA元気体操」の支援に力を入れて取り組んでいきます。

その中では、「新しい生活様式」を踏まえ、高齢者が継続的に「TODA元気体操」に取り組めるように、屋外実施や、DVDや動画配信、オンラインによる自宅での実施等、柔軟に支援を行っていきます。

①介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者などの軽度の高齢者には、生活機能の低下に対応した多様な支援が求められるため、元気な高齢者を含めた地域住民の力を活用して、多様な介護予防・生活支援サービスの検討を行います。また、「生活支援体制整備事業」における「生活支援コーディネーター」と「戸田市生活支援・介護予防体制推進協議会（協議体）」が、NPO、民間企業、ボランティアなどと連携し、地域の社会資源やニーズに即した多様なサービスの創出に向けて、サービスの提供体制づくりを検討していきます。なお、訪問介護サービス及び通所介護サービスについては、現在十分なサービス量が確保されておりますが、各年度においても必要な見込み量が確保できるよう、提供体制の維持に努めていきます。

■介護予防・生活支援・社会参加の融合



②介護予防事業の推進

1) 介護予防の普及・啓発

介護予防・重度化防止に向けた知識の普及のため、広報戸田市や地域包括支援センター新聞、社協だより、その他介護保険のパンフレット等を配布します。

また、戸田市出前講座を活用し、高齢者対象の講座を設けるなどの工夫を凝らし、感染予防対策を徹底した介護予防サービスの普及・啓発を行います。

2) 一般介護予防事業への支援・フレイル予防の取組み

平成28年から、手と足に重りをつけて行う筋力体操として「TODA元気体操」を開始しました。この体操は住民自らが主体的に立ち上げ、運営し、地域の町会・自治会館、公共施設等の各教室で原則週一回開催しています。第6期において15か所、第7期では新たに9か所が立ち上がり、合計24か所となりました(令和2年8月現在)。また、地域包括支援センターでは、市内で開催している「ラジオ体操」についても住民主体の通いの場となるよう、立ち上げや運営の支援を効果的に行っています。

このように、地域住民が主体的に開催する通いの場が少しずつ地域に広まってきていることで、介護予防だけでなく、見守りや助け合いのネットワークづくりにつながることも期待できます。

本市では、今後もTODA元気体操等の立ち上げ支援や運営支援など、介護予防の取組みを総合的に支援していきます。

併せて、「栄養」「運動」「社会参加」により進めるフレイル予防について、周知を図るとともに、まちづくり出前講座など各種事業に取り組んでいきます。

3) 介護予防事業に関するボランティアの育成・活動支援

第6期から開始した「TODA元気体操」について、主体となって運営するリーダーを養成するための講座を、引き続き開催します。リーダーの確保が難しいという人材不足の問題に対応するため、未活動リーダーを出さないための対応策を検討していきます。また、地域における介護予防の取組みの機能強化のため、地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に、住民が主体となって楽しく運営・参加できるよう、理学療法士を各教室に派遣します。

4) 「新しい生活様式」に応じた介護予防事業の実施

「TODA元気体操」は継続的に取り組むことで、高齢者の体力低下防止につながります。「新しい生活様式」の中で、高齢者が継続的に「TODA元気体操」に取り組めるように、屋外での実施や、DVDや動画配信、オンラインにより自宅で実施できるよう支援を行います。また、新型コロナウイルス

第4章 具体的な施策の展開

ルス感染予防対策として外出する機会が少なくなるなどの高齢者の行動様式の変化に鑑み、新しい動きを取り入れた体操の考案を検討します。

■「TODA元気体操」の開催状況（令和2年8月現在）

	場所	参加者 (概数)	リーダー数	開始年度		場所	参加者 (概数)	リーダー数	開始年度
1	障害者福祉会館	30	7	H.27	14	下前会館	22	5	H.29
2	馬場町会館	30	7	H.27	15	美女木6丁目会館	26	6	H.29
3	にじの杜	25	6	H.27	16	喜沢2丁目会館	28	6	H.30
4	平等寺	25	7	H.27	17	笹目7丁目会館	20	5	H.30
5	戸田第一シティ集会所	10	5	H.28	18	あいパル	36	7	H.30
6	美女木1丁目会館	25	6	H.28	19	美女木2丁目会館	25	6	R.1
7	喜沢記念会館	20	5	H.28	20	向田町会	20	6	R.1
8	大前会館	21	6	H.28	21	笹目7丁目(女性部)	15	7	R.1
9	沖内会館	20	7	H.28	22	新田町会館	20	6	R.1
10	美女木4丁目会館	21	6	H.29	23	戸田団地自治会	15	6	R.1
11	美女木5丁目会館	16	5	H.29	24	早瀬公民館	40	6	R.1
12	喜沢南会館	25	7	H.29					
13	いきいきタウンとだ	20	5	H.29					
						合計	555	145	

■「新しい生活様式」に沿ったTODA元気体操の実施



マスクを着用し、間隔を取って体操をしています。



使用した椅子を参加者の方々に消毒しています。



入口で検温と手指消毒の実施

「TODA元気体操」の目的

- ①虚弱な高齢者でも歩いて通える場所で、地域ぐるみで介護予防を行う。
- ②地域における高齢者の見守りの場をつくる。
- ③ちょっとした困りごとの助け合いの場（生活援助の提供）をつくる。

第8期計画における本市の目標

- ①毎年度3か所の通いの場を立ち上げる。
- ②既存の通いの場のフォローアップを行い、理学療法士等を派遣し、継続的な運営を支援する。
 - ・介護予防リーダー養成講座 年1～2回程度実施（40人養成）
 - ・リーダーフォローアップ講座 年1回程度実施
（教室紹介や教室運営上の工夫や悩み等をリーダー同士で共有する）

(2) 生活支援サービスの推進

第6期計画では、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく上で、活動の旗振り役となる「生活支援コーディネーター」の配置と、地域づくりの意見交換の場として「戸田市生活支援・介護予防体制推進協議会（協議体）」を設置し、多様な関係者が協働するための基盤を整備しました。

第7期計画では、両者が連携し、地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組むとともに、高齢者の拠点整備や、地域資源の見える化（地域資源マップの作成）を行いました。

第8期計画においても、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者の居場所(サロン)の立ち上げの支援や、地区単位での懇親会を通じた地域ニーズの把握、地域資源と地域住民とのマッチング等を進めていきます。

①生活支援サービスの推進

1) 生活支援の担い手（人材）の確保、養成

生活支援コーディネーターの活動をより効果的なものとするため、高齢者の生活支援の担い手となる人材の確保を行うと共に、生活支援や地域活動に結びつくよう生活支援サポーター養成研修を実施します。

また、地域支援の担い手発掘に向けて、市民フォーラムや出前講座などを引き続き開催していきます。

2) 活動拠点の整備（高齢者の居場所）

地域づくりの活動の拠点、地域で活躍する高齢者の居場所の整備に向け、支部活動や地域ケア会議などを活用し、地域資源の把握や啓発と連動しながら取り組んでいきます。また、感染予防対策を徹底し、安心して利用できる活動拠点の整備を進めます。

3) 地区単位での懇親会の開催

第7期計画において、地域包括ケアシステムの啓発や、地域のニーズや資源の把握のための地域福祉フォーラムを開催しました。

第8期計画においては、地区単位で懇親会を開催し、地区ごとのニーズを把握し、地域資源の発掘を推進するとともに、住民主体の地域支え合いの仕組みづくりを促進していきます。

4) 「戸田市地域資源マップ」の啓発、活用推進

第7期計画において、地域づくりを進める上で、高齢者が地域で生活を送るにあたり、どのような資源（医療・介護機関、運動施設、市民の相談窓口、集いの場、ボランティア活動など）が存在するのか把握を行い、地域資源の見える化として「戸田市地域資源マップ（下図）」を作成しました。

第8期計画では、「戸田市地域資源マップ」を活用し、地域の高齢者が各種サービスや地域活動へスムーズにアクセスできるよう取り組んでいきます。また、地域の介護保険事業所などにも周知することで、各種サービスと地域住民とのマッチングを進めていきます。

■ 「戸田市地域資源マップ」



(3) 認知症施策の推進

国は、総合的に認知症対策を推進するため、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方（認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進）に沿った取組みを提唱しています。

これまで、認知症になっても、いつまでも地域で住み続けられる体制づくりのため、認知症地域支援推進員の配置や、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の開設などの取組みを進めてきました。

今後も、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、相談支援体制やグループホームの整備等、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開していきます。

■認知症施策推進大綱の5つ柱と市町村が主体となって取り組むべき事項

認知症施策推進大綱 の5つの柱		戸田市の取組み
1	普及啓発・本人発信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症サポーターなどの養成及び活動促進
2	予防	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが知っておきたい認知症あんしん情報ガイド（認知症ケアパス）の作成、普及 ・認知症初期集中支援チームによる早期対応 ・高齢者の通いの場の整備（TODA 元気体操等）
3	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の人やその家族に支援パンフレットを配布し周知に努める。 ・認知症サポーターなどの養成及び活動促進 ・チームオレンジの体制作りに向けた検討
4	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームによる早期対応 ・チームオレンジの体制作りに向けた検討 ・認知症カフェへの技術支援 ・高齢者の通いの場の整備（TODA 元気体操等） ・見守り体制の整備 ・行方不明になる恐れのある高齢者への対応 ・高齢者の虐待防止 ・成年後見制度の活用促進
5	研究開発・産業促進・国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る。

① 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

1) みんなが知っておきたい認知症あんしん情報ガイド（認知症ケアパス）

認知症は、様々な原因疾患により引き起こされます。そのため、支援の方法も個人の状態に応じたものとなります。

その中で、認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、「みんなが知っておきたい認知症あんしん情報ガイド（下図）」（認知症ケアパス：状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を改訂しました。

改訂に当たっては、認知症地域支援推進員が主導的役割を担い、関係機関からの提案を取り入れ、認知症高齢者とその家族や支援する市民にとってもわかりやすい認知症の情報ガイドとなるよう工夫を凝らしました。

今後も最新の情報をわかりやすく提供できるよう定期的に更新し、普及に努めます。

2) 認知症サポーター等の養成及び活動促進

認知症サポーターは、認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。第8期計画では、地域住民に加え、多様な団体、教育現場へもアプローチを行い、幅広く認知症サポーター養成講座を開催していきます。さらに、サポーターの拡充を図るとともに、より実際の活動につながるための講座（ステップアップ研修）の開催機会を拡大し、活動促進を行います。

また、認知症サポーター養成講座を修了した方が、復習も兼ねて学習する機会や、地域の拠点や徘徊模擬訓練などの取組みに参加する機会を整備していきます。加えて、講座の修了者が地域で認知症高齢者を手助けするための具体的な活動を支える仕組みを検討します。

■「認知症あんしん情報ガイド（戸田市認知症ケアパス）」



3) 認知症カフェの支援

認知症カフェは、認知症の本人及び家族が、地域の身近な場所で、医療・保健・福祉の専門職（介護福祉士、看護師など）に相談しながら、地域住民と交流ができる場です。



現在、有料老人ホームや認知症グループホームなど市内12か所（令和2年8月）でカフェが運営されており、カフェの活動に対して、認知症地域支援推進員が積極的な支援を行っています。今後は、カフェの増加に向け関係機関の取組みを支援するとともに、新しい生活様式の中で、安心して認知症カフェを利用できるように支援していきます。

② 認知症支援体制の整備

1) 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しました。今後も地域における支援体制の構築に向け、認知症ケアの向上を図るために、関係者の連携を推進すると共に、相談支援体制の構築等の事業の企画・調整等を行っていきます。

また、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症お役立ち情報ガイド（認知症ケアパス）の作成・普及、認知症カフェの支援、関係機関への研修会の開催等において主導的な役割を担い、地域との積極的な連携を図り、関係機関とのネットワークづくりを進めていきます。

2) 認知症ケア相談室の設置・運営、周知・啓発

認知症に関する悩みに寄り添い、正しい知識や情報を提供し、必要なサービスに橋渡しする認知症ケア相談室を設置します。同時に、ホームページなどを活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備し、相談室の周知・啓発に努めます。

認知症ケア相談室では、「認知症ケアパス」などを積極的に活用し、相談者に分かりやすく・正しく情報が伝わるよう努めていきます。

4) 認知症に関する関係機関との連携及び多職種協働研修の実施

認知症疾患医療センター等、関係機関との連携を図り、認知症についての正しい知識や適切な介護の在り方、相談窓口などの普及に努めます。

また、認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・保健・福祉の支援を受けることができるよう、専門職や行政関係者等を対象とした研修を実施します。

研修をとおして、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、各職種の役割分担や効果的な連携・協働の在り方などについて共有を図ることで、支援体制を構築します。

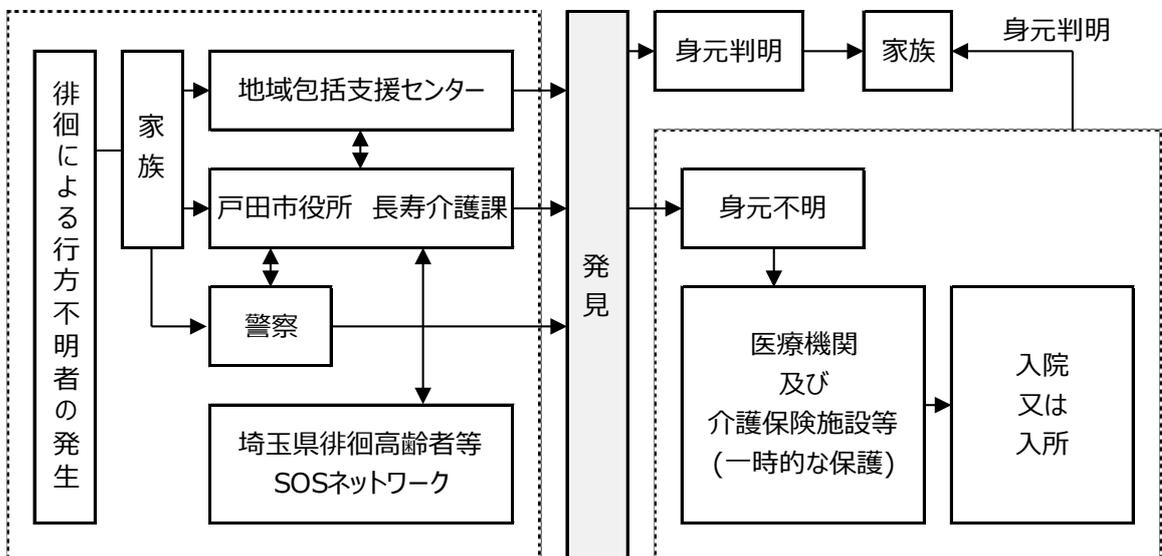
5) 行方不明になる恐れのある認知症高齢者への対応

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などに対する身近な地域での見守りについて、地域ケア会議を通じて民生委員や地域住民等の協力を得ながら、それぞれの地域のニーズや実情に応じたネットワーク体制が構築されてきています。また、認知症により行方不明となった方を地域の中で早期に発見できるように、多様な見守りネットワークを活用し、市内の関係機関と情報共有を図ることで、高齢者自身の安全と家族への支援を行います。

フロー図にある埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワークは、認知症高齢者が行方不明となった際に、早期発見・保護を行うため、関係機関が相互に連絡調整を行うネットワークです。

行方不明者が発生した時には、電子メールを用いて、近隣市町村と情報を共有し、早期発見・保護につなげます。また、必要な場合には、他県との連携も行います。

■認知症による行方不明となった高齢者への対応フロー図



6) 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の増設

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指すもので、介護保険サービスの一つです。

第8期計画の中で、利用実態やニーズを踏まえ、認知症対応型共同生活介護の増設に取り組んでいきます。

(4) 在宅医療・介護の連携推進

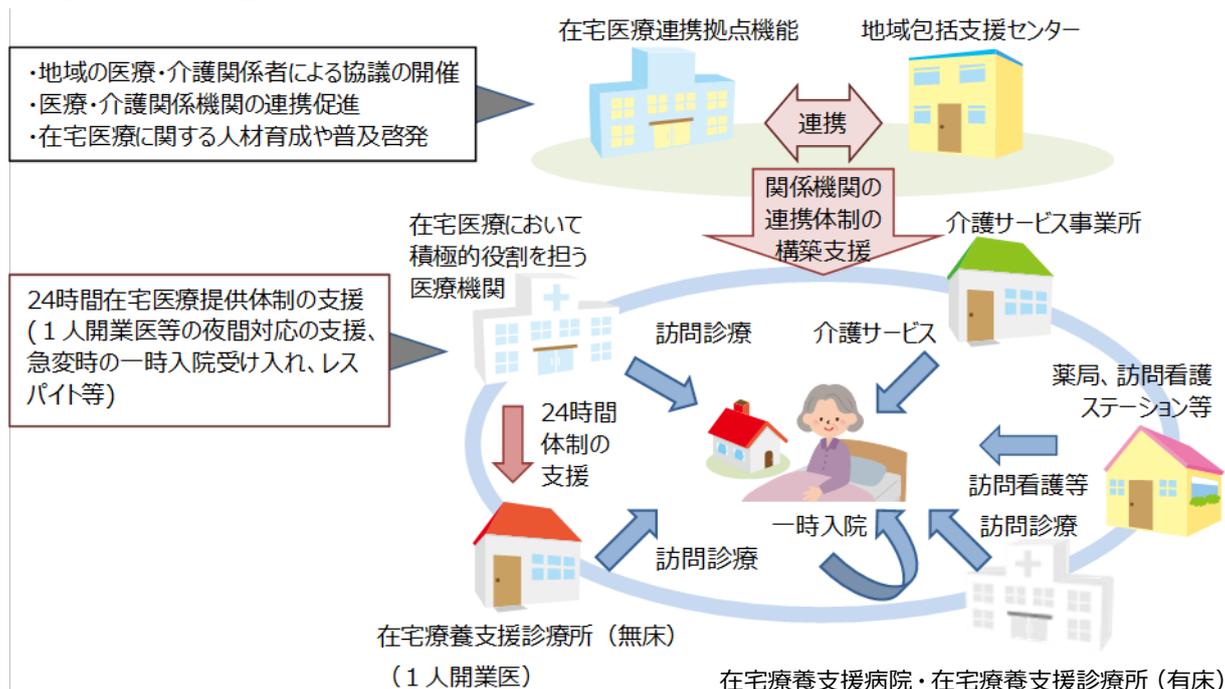
2025年（令和7年）には団塊の世代が後期高齢者となり、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が増加していくことが予想されます。

医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、訪問診療等の在宅医療の提供が不可欠であり、本計画においても引き続き、医療・介護の連携推進に取り組みます。

地域で活動されている医療・介護関係者の個々の取組みが有機的に連携しながら市全域で展開されるよう、本市が関係者間の橋渡しを担い、顔の見える関係づくりを進めます。

また、「新しい生活様式」の中での関係づくりにあたっては、特に、ICT（情報通信技術）を使った医療・介護関係者間の連絡手段の強化を進めていきます。

■在宅医療・介護連携のイメージ図



①医療・介護の情報共有支援

1) 地域の医療・介護の資源の把握

第6期計画で作成した、在宅医療を担う医療機関や介護事業所等の情報をまとめたリスト、マップを、適宜更新し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

2) 医療・介護関係者の研修・交流

第7期計画では、より円滑な連携を目指して、医療・介護関係者の質の向上のための研修や多職種協働により在宅医療を担う人材を育成するための研修を行いました。

第8期計画においても、顔の見える関係づくりを構築するために、医療・介護関係者の研修・交流事業を実施していきます。

3) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護サービスの連携において、共有すべき情報の検討を行い、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組みの構築を図ります。

在宅医療、在宅介護を担う医療機関や介護事業者のリスト作成、電子媒体を使った医療・介護関係者相互の連絡手段の確保などにより、情報共有の基盤を整備し、効果的に活用していきます。

また、新型コロナウイルス感染症などへの対応のため、医療・介護関係者のみならず、保健所や行政職員、高齢者本人とその家族との連絡が円滑にできるよう、連絡体制を強化していきます。

4) 地域住民への普及啓発

第7期計画では、講演会の開催、パンフレットの配布等により、在宅医療やその機能等を広く地域住民に紹介し、地域医療の周知を図りました。また、終活事業として、「エンディングノート」(人生を振り返り、個々人の情報や要望・希望をわかりやすくまとめ残すツール)を制作及び配布し、人生のより良い終わりのための終活への支援をはじめました。

第8期においても、引き続き、地域医療、医療・介護従事者のそれぞれの役割について周知を行い、地域住民の理解向上に努めます。

②連携体制の整備・推進

1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討を行います。検討に当たっては、第6期計画の中で始まり、継続している「医療・介護連携ネットワーク会議」を有効に活用します。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議や、医療と介護事業者の懇談、多職種連携の会などを通じてさらなる信頼関係の強化を図ります。

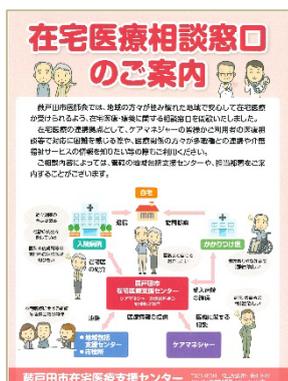
2) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携により、切れ目なく連絡を受けられる体制、また、在宅生活を支える往診や訪問看護、介護サービス等を提供できる体制を引き続き整備します。

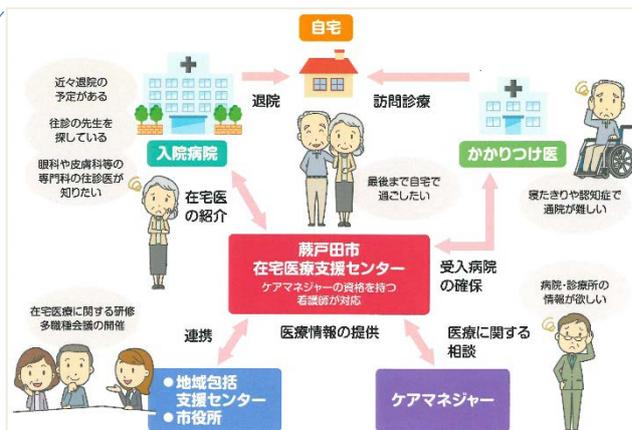
3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

第6期計画中に設置した、在宅医療・介護に関する相談窓口である、「蕨戸田市在宅医療支援センター」（蕨戸田市医師会立訪問看護ステーション）の周知を行うと共に、相談支援活動を重ねていくことで、在宅医療と介護の連携体制のさらなる充実を図ります。

また、「医療・介護連携ネットワーク会議」を蕨市と合同で開催するなど、これまでに構築した基盤をもとに、関係者間の緊密な連携を図っていきます。



■在宅医療相談窓口 周知チラシ



4) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

二次医療圏内関係機関（埼玉県南部保健所・川口市・蕨市）との連携の強化を継続し、適切な医療・介護サービスの提供を図ります。二次医療圏の関係機関とは共催による研修会や講演会を実施しており、今後も引き続き協働による事業の実施に努めます。

(5) 地域包括支援センターの機能強化

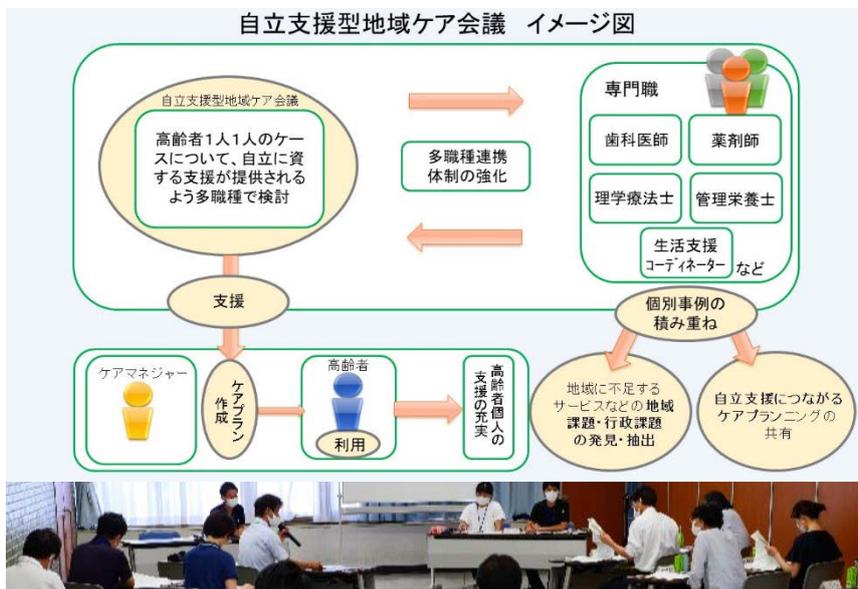
地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っています。

本市では、平成29年4月1日に「戸田市新曽地域包括支援センター」を設置し、市内4か所に地域包括支援センターを配置したことで、今まで以上に市民に身近できめ細やかな対応ができるようになりました。

地域包括支援センターの運営に当たっては、業務の円滑、効率的な実施、適切、公平中立的な運営を行うことを目的として策定した「地域包括支援センター運営方針」に基づき業務を推進します。

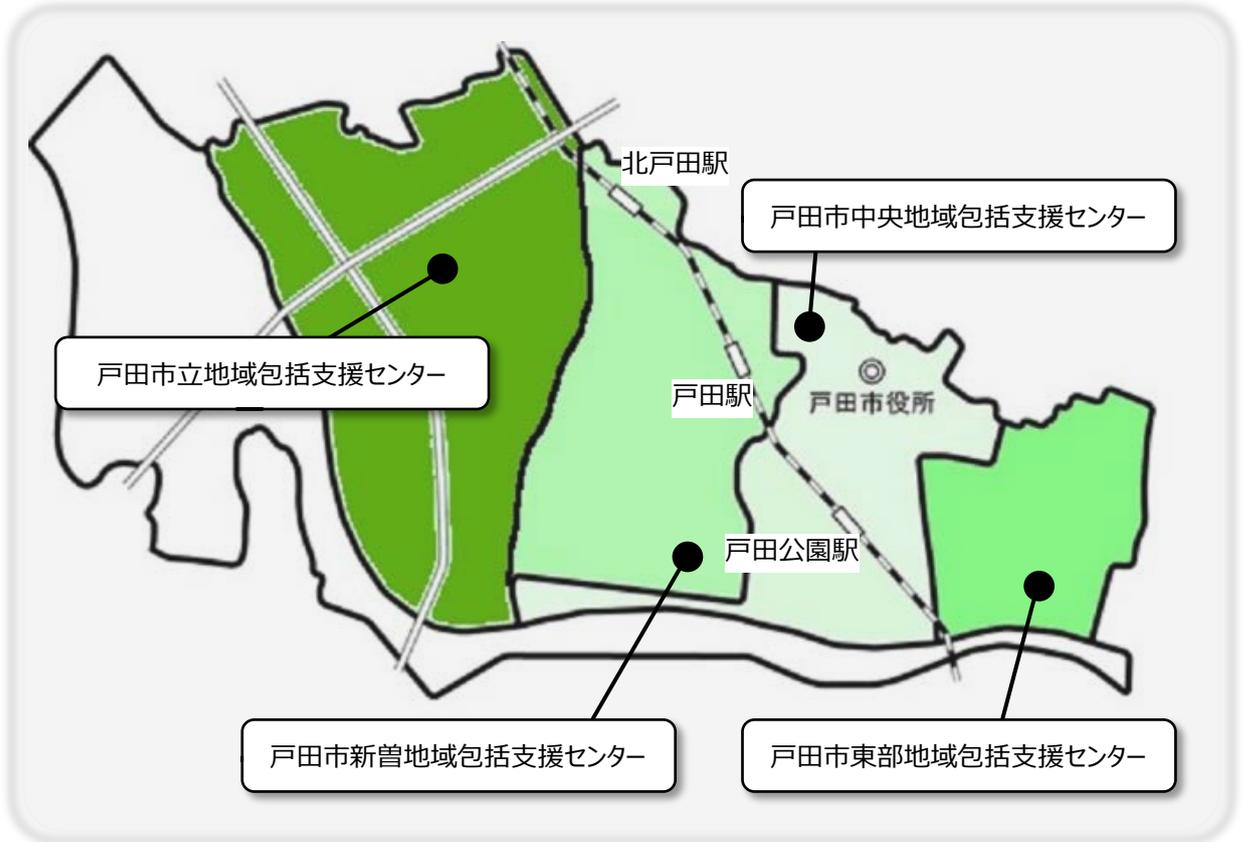
また、効果的な支援体制の構築のため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動等の様々な社会資源が有機的に連携できる環境整備を行います。これらの連携体制を支えるためには、多職種協働によるネットワークを構築することが必要であり、各地域包括支援センターは、地域ケア会議や協議体への参加を通じて、町会連合会、民生委員協議会、ケアマネ会等との関係づくりに努めていきます。

さらに、令和2年度より開始した、多職種が連携してケアマネジメントを支援する「自立支援型地域ケア会議」について、今後も、開催を重ねていくことで、高齢者一人一人の課題解決を図るとともに、自立支援型ケアマネジメントの考え方を関係機関で共有します。



第4章 具体的な施策の展開

■地域包括支援センター担当区域図

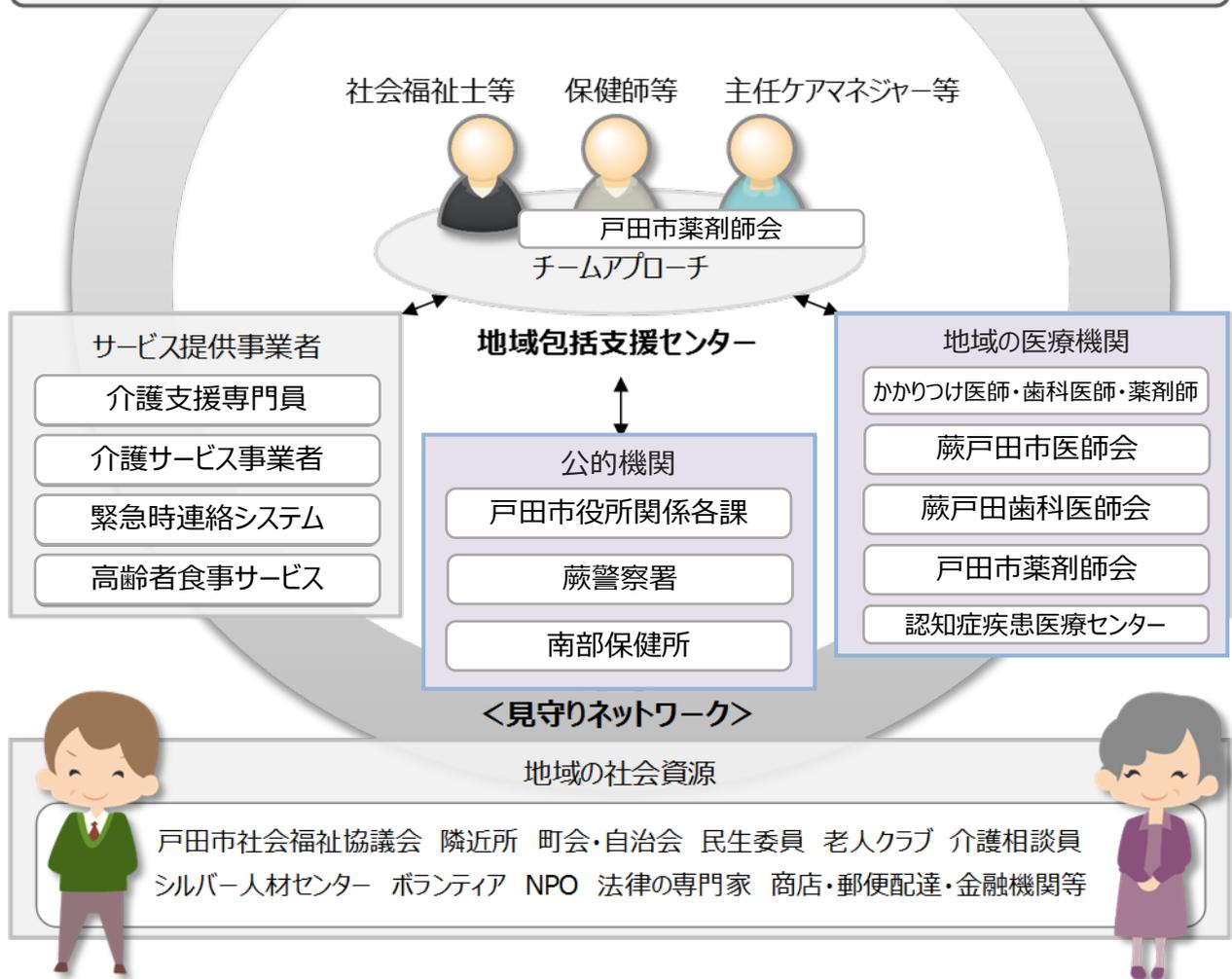
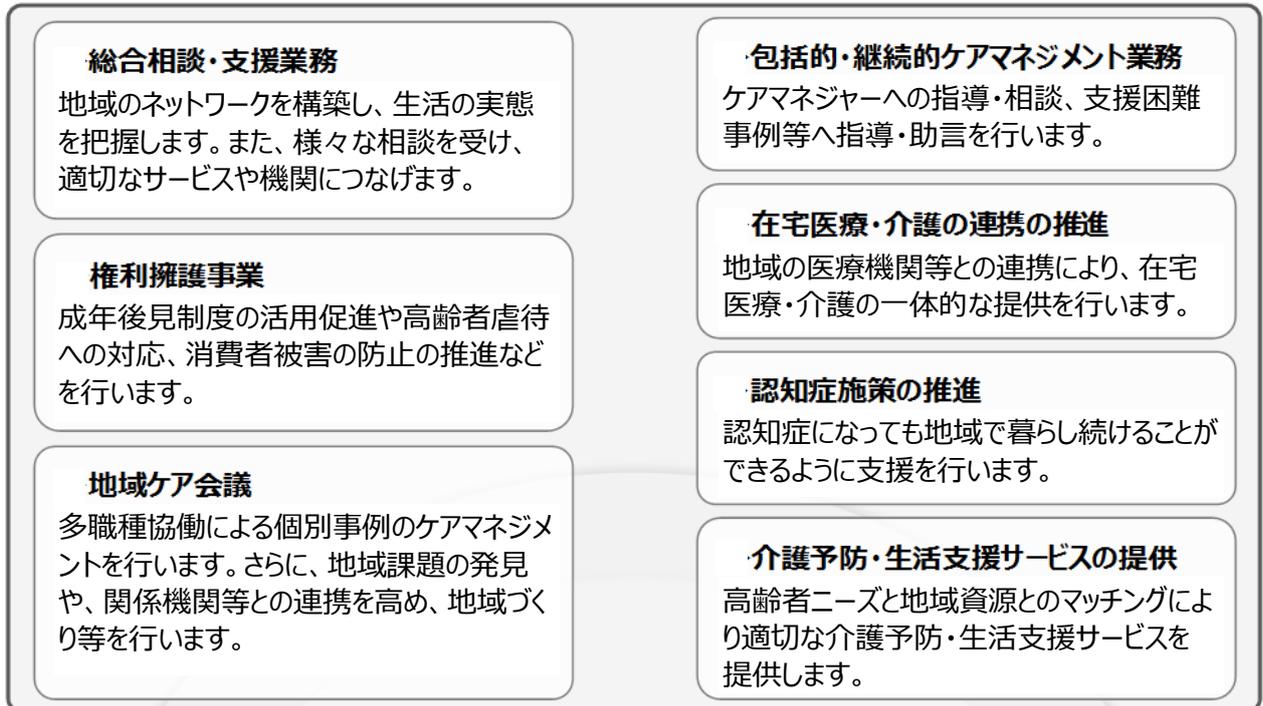


■地域包括支援センター担当区域別人口等

区分	地区人口	65歳以上	高齢化率	担当地区
戸田市立 地域包括支援センター (美女木 4-20-6)	33,913 人	6,451 人	19.0%	<美笹地区> 美女木・大字美女木・美女木東・ 笹目・笹目北町・笹目南町・早瀬
戸田市中央 地域包括支援センター (大字上戸田 5-4)	37,268 人	5,828 人	15.6%	<上戸田地区> 戸田公園・南町・本町・上戸田・大 字上戸田・川岸 3 丁目 <下戸田地区①> 下戸田 1、2 丁目
戸田市東部 地域包括支援センター (喜沢南 2-5-23)	36,269 人	6,804 人	18.8%	<下戸田地区②> 喜沢・喜沢南・中町・下前・川岸 1、2 丁目
戸田市新曽 地域包括支援センター (新曽南 3-1-5)	33,014 人	4,060 人	12.3%	<新曽地区> 氷川町・新曽南・大字新曽 <笹目地域> 大字下笹目

資料：令和2年4月1日現在

■地域包括支援センターの業務



①地域ケア会議の強化

個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センター等が主催し、個別ケースを多職種で検討することで課題の解決につなげ、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援していくことを目的としています。

市は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。

第7期計画においては、個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」や担当地域の課題について検討する「地域ケア圏域会議」を各地域包括支援センターが開催し、多職種が協働することで、高齢者を支援していくための協議を行いました。その中で、個別課題の積み重ねから、地域課題の抽出を行い、市が主催する「地域ケア推進会議」の場において検討を行いました。

1) 地域課題の把握

地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議の積み重ねをとおし、個別ケースの課題分析等を行うことで、地域包括支援センターの圏域ごとの地域課題の把握に努めます。

また、第8期計画では、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、感染状況を把握し、必要時に速やかな対応を行います。

2) 地域づくり・資源開発の検討

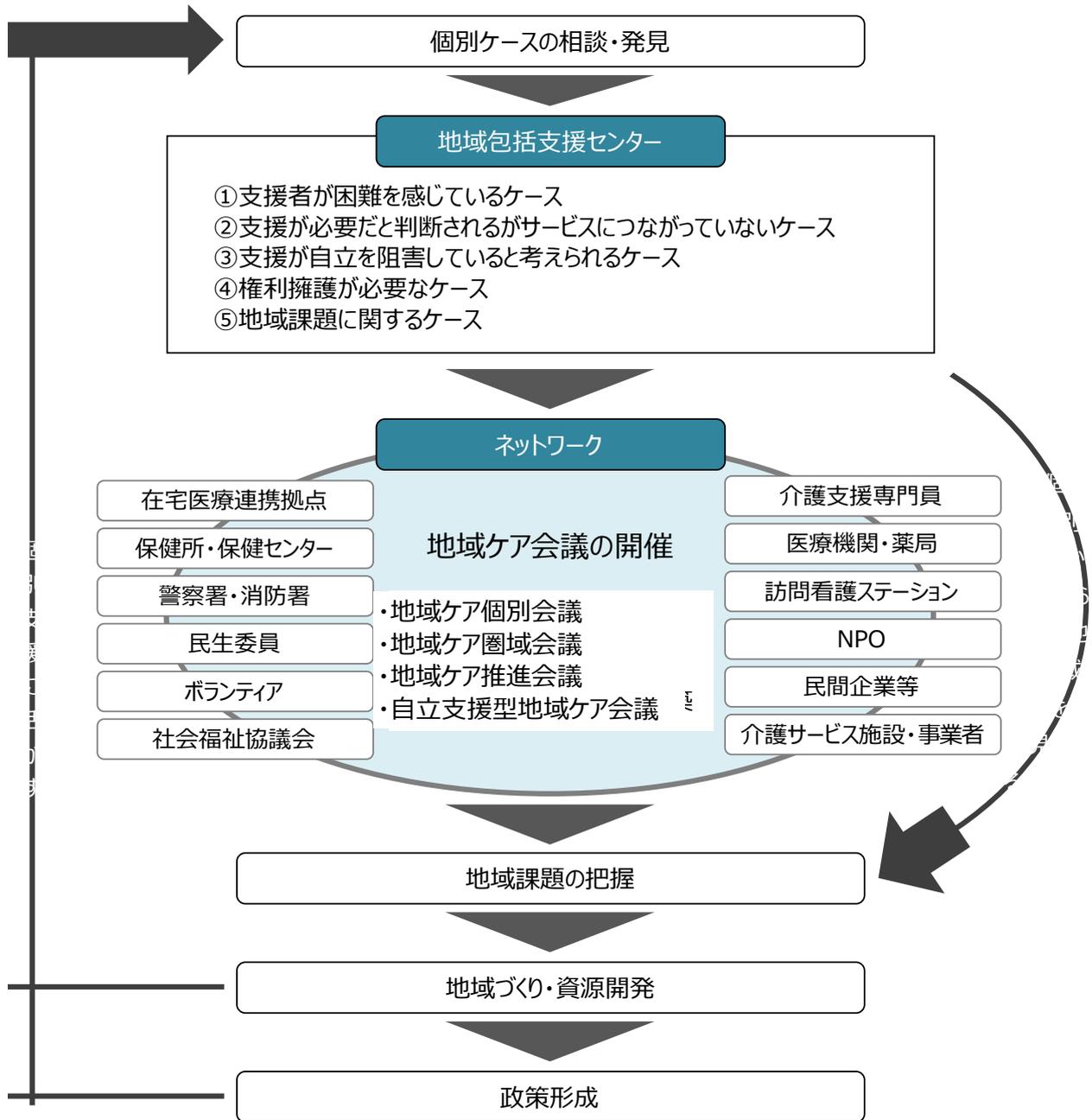
地域ケア会議を通じて、地域課題を地域の関係機関等と共有し、問題解決機能の向上を図ります。

把握した地域課題に対して、解決のための介護保険サービス以外のサービスや地域のネットワークなど、必要なサービスを地域で創出できるよう支援します。また、関係者に働きかけを行い、それぞれの役割をいかした地域づくりや資源開発を進め、きめ細かい支援ネットワークの構築を行います。

3) 自立支援型地域ケア会議の開催

ケアマネジャーが作成したケアプランについて、医療・介護関係者の多職種で検討することにより、自立支援の視点からケアマネジャーのケアマネジメントを支援する「自立支援型地域ケア会議」の効果的実施に向け、先行自治体の事例を研究しながら、会議マニュアルや書式を作成し、定期的に会議を開催します。

■ 個別ケースに対する連携と地域ケア会議の機能



②総合相談支援の充実

1) 総合相談体制の充実

地域における町会・自治会、民生委員協議会などの多職種協働による地域包括支援ネットワークにより、的確な状況把握を行うことで、適切な情報提供や、必要な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、多様な支援を行います。

また、民生委員が行っている高齢者世帯への戸別訪問からの情報収集等により、実態把握を行い、支援が必要な高齢者の早期支援に努めます。

③ケアマネジメントの充実

介護予防の目的である「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、生きがいや自己実現のための取組みを支え、活動的な生活や人生が送れるよう支援します。

1) 介護予防支援（予防給付の対象となる要支援者）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、環境等を勘案して介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう相談、連絡調整などを行います。

2) 介護予防ケアマネジメント（介護予防・日常生活支援総合事業対象者）

戸田市では「介護予防・生活支援サービス事業」を平成28年4月から導入し、従来の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防通所介護（デイサービス）をこの事業に移行し、訪問型サービス、通所型サービスに位置付け、まずは制度の枠組みを設定しました。そのため、引き続き介護予防支援と同様のケアマネジメントを行います。

今後、多様なサービスの創出に当たり、介護予防ケアマネジメントの在り方を検討します。

④権利擁護支援の促進

1) 高齢者虐待防止策の充実

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」、埼玉県で平成29年7月に制定した「埼玉県虐待禁止条例」等の関係法令に基づき、第6期計画中に「戸田市高齢者虐待対応マニュアル」の改定を行いました。

虐待の防止に向けて、福祉・保健・医療などの関係機関や地域とのネットワークを構築し、連携することで早期発見に努めます。また、事例を把握した場合には、速やかに訪問して状況を確認するなどの事例に即した適切な対応を行うとともに、老人福祉施設等への措置の検討を行います。

2) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる親族等に対して、説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。申し立てを行える親族がない場合や、親族があっても申し立てを行う意思がない場合は、市町村申立てを検討します。

3) 困難事例への対応の推進

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や、支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職が相互に連携し関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行える取組みを推進します。

4) 消費者被害の防止の推進

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、防犯くらし交通課（消費生活センター）で開催する「消費者安全確保地域協議会」で定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員等に必要な情報提供を行います。

5) 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の普及・活用

地域包括支援センター等と社会福祉協議会との連携を強化し、日常生活自立支援事業の普及・活用を促進します。

⑤ 包括的・継続的なケアマネジメントの充実

1) 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援します。

また、ケアマネジャーが地域の様々な社会資源等に関する情報を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

2) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの活用

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、各地域包括支援センター圏域内のケアマネジャー相互の情報交換等を行う場(ミニケアマネ会)を設定する等、ケアマネジャーのネットワークを構築し、その活用を図ります。

3) 日常的個別指導・相談

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術やサービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。

また、地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

4) 支援困難事例等への指導・助言

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

基本目標2.介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

高齢者が要介護等の状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するためには、介護保険サービスの整備や高齢者の生活支援体制の整備が必要となります。

第6期計画における介護保険サービスの整備においては、地域で24時間安心して暮らせるよう「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の整備に取り組み、第7期計画では、必要な介護サービスが、適正に提供されるように取り組んできました。

今後、高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加が予測される中、介護や支援が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活できるように、国の介護給付費適正化計画と整合性を保ちながら、引き続き感染予防対策を徹底した必要な介護サービスが、適正に提供されるように取り組みます。

また、在宅生活の継続のための介護者に対する支援として、介護知識・技術の習得支援の場をもうけるとともに、介護者の交流の機会などを提供します。

高齢者の生活支援体制の整備としては、将来を見据え、高齢者に対し継続的かつ安定的にサービスを提供していけるよう、高齢者福祉サービスの適正化を検討し、整備していきます。支援が必要な高齢者へのケースワーク対応に当たっては、地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制を強化し、対応を行っていきます。また、権利擁護の支援が必要な高齢者に成年後見制度が活用されるよう、国が定めた方針に基づき、利用の促進を図ります。

基本目標2 介護保険をはじめとした サービス基盤の整備	施策の方向	基本施策
	(1) 介護保険サービスの充実	①介護給付サービスの提供 ②予防給付サービスの提供 ③介護保険サービスの基盤整備 ④地域密着型サービスの提供 ⑤相談窓口の充実 ⑥介護給付費の適正化の推進 ⑦家族介護支援
	(2) 高齢者の生活支援体制の整備	①高齢者福祉サービスの整備 ②高齢者福祉サービスの周知活動の実施 ③ケースワーク体制の充実 ④成年後見制度の利用促進

(1) 介護保険サービスの充実

① 介護給付サービスの提供

要介護1から5の認定者を対象に、重度化の予防・防止、家族介護者の負担軽減のため「本人の心身等の状況、家庭環境に応じて必要なサービスを利用できる」ことを基本に、感染予防対策を徹底した介護給付サービスを提供します。

1) 自宅で暮らし続けるための「居宅サービス」の充実

住み慣れた家庭や地域で介護を受けられるよう、事業者との連携によりサービスの確保・充実に努めます。

2) 心身状態の改善をめざす「介護施設サービス」の充実

利用者の心身状態の改善に向けて、専門的な介護技術・環境の一層の充実、リハビリテーション機能の向上を促進します。

また、施設から在宅への復帰を支援するため、居宅サービス、居住系サービス、ボランティア活動との連携による総合的な体制づくりを進めます。

3) 第2号被保険者へのサービスの提供

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）で介護保険の対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた方に、介護サービス・介護予防サービスを提供します。

また、第2号被保険者の介護保険サービスの利用及び要介護認定申請の際には、関係機関と連携を図り、本人・家族への適切な支援につなげます。

なお、介護保険で対象となる病気として特定疾病（16種類）が指定されています。

■特定疾病（16種類）

- | | | |
|--------------------------------|------------|-------------|
| ①がん（医学的知見に基づき回復の見込みがない状態） | ②筋萎縮性側索硬化症 | ③後縦靭帯骨化症 |
| ④骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑤多系統萎縮症 | ⑥初老期における認知症 |
| ⑦脊髄小脳変性症 | ⑧脊柱管狭窄症 | ⑨早老症 |
| ⑩糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | | ⑪脳血管疾患 |
| ⑫進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | | |
| ⑬閉塞性動脈硬化症 | ⑭関節リウマチ | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | | |

② 予防給付サービスの提供

要支援1・2の認定者を対象に、生活機能の維持・向上を目的として「本人ができることはできる限り本人が行う」ことを基本に予防給付サービスを提供します。

なお、介護保険制度の改正に基づき、要支援1・2認定者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

③ 介護保険サービスの基盤整備

1) 介護保険制度の理念・仕組みの周知

「広報戸田市」、パンフレットや市ホームページ等の媒体の活用、その他様々な機会を通じて、介護保険制度に関する知識・情報の提供に努めます。

2) 適正な介護サービス事業者の確保

利用者にとって適正なサービスの提供及び介護給付の適正化が図られるよう、介護サービス事業者に対する指導・助言に努めます。

また、各年度において十分な介護サービスが提供できるよう、埼玉県と介護事業者の指定情報を共有し、併せて報酬の独自設定も検討するなど、介護サービス事業者の確保に努めます。

3) 介護サービス従事者への支援の充実

介護支援専門員連絡協議会への後方支援や蕨戸田市医師会が開催する医療従事者と介護職員の交流の場を活用し、情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、就労していない介護有資格者の掘り起こしなどを行い、人材確保に取り組みます。

4) 居宅介護支援事業者の指定

これまで、埼玉県が行っていた居宅介護支援事業者の指定権限は、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から戸田市に移譲され、本市が事業者の指定を行っています。

そのため、サービス利用者により近い立場から適切な事業者の指定と指導・監督に努めます。

④地域密着型サービスの提供

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供するサービスです。原則として、戸田市民が利用できます。

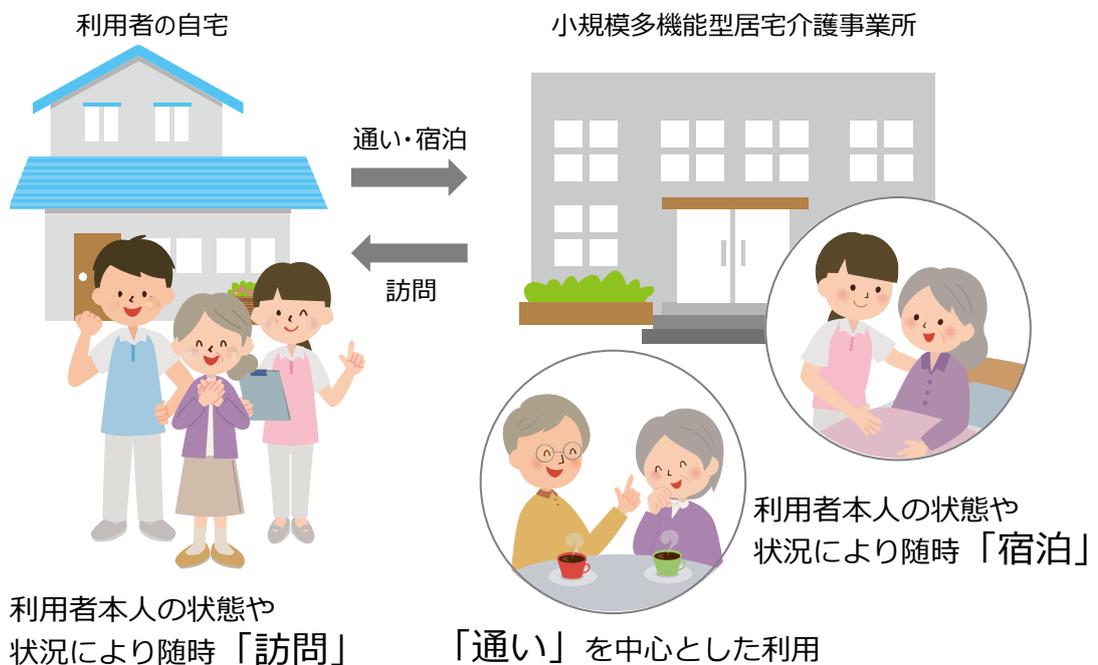
戸田市には、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）及び認知症対応型通所介護があります。

地域密着型サービス事業者については、公平・公正で透明性の高い審査により良質なサービスを提供することのできる適切な事業者を選定するとともに、感染予防対策を徹底したサービスの提供及びサービスの質の向上に向けての指導・監督に努めます。

1) 小規模多機能型居宅介護の充実

小規模な住居型の施設へ「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを組み合わせて利用できるサービスであり、今後もサービスの質の向上と充実を図ります。

■小規模多機能型居宅介護のイメージ



2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が安心して在宅での生活を継続できるように、1日複数回の定期的な訪問と要請に応じた随時訪問を24時間いつでも連絡可能な体制で提供するサービスです。今後も、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実と利便性の向上に取り組んでいきます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



3) 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の充実

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の介護や支援と機能訓練を行い、能力に応じて自立した日常生活を営むことを目指すサービスです。

認知症高齢者の方々が要介護等の状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、今後もサービスの質の向上と充実を図ります。

また、第8期計画の中で、利用実態やニーズを踏まえ、認知症対応型共同生活介護の増設に取り組んでいきます。

⑤相談窓口の充実

1) 身近な介護相談の充実

介護サービス相談員は、介護施設やデイサービス事業所等に出向き、介護サービス利用者からの相談に耳を傾け、問題解決に向けた支援を行っています。

今後も介護サービス相談員を活用し、相談体制の充実を図ります。

2) 苦情処理体制の充実

苦情については市で調整し、その解決に向けて迅速かつ適切な対応に努めるとともに、関係者への適切な指導・監督を行います。

⑥介護給付費の適正化の推進

1) 介護給付費適正化事業の推進

介護保険サービスに係る費用は、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割は介護保険料等で賄われています。この介護保険サービスが適正に使われるよう、介護給付費適正化事業を推進します。推進に当たっては、国の介護給付費適正化計画と整合性を保ちながら進めます。

特に、福祉用具購入・居宅介護住宅改修費の給付については、必要性や、サービスが過剰でないか等の確認を行います。そして状況確認が必要な場合には、利用者の自宅への訪問調査等を実施し、適切な給付を行います。

また、不正又は不適切なサービス提供を行っている事業所に対しては、適切な指導を行います。

■戸田市介護保険適正化の取組み

①認定調査状況チェック

実施したすべての認定調査票の内容を市職員が点検します。

②ケアプラン点検

市職員等の第三者が事業所へ訪問し、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容等の点検及び指導を行います。

③住宅改修、福祉用具購入・貸与調査等の点検

居宅介護住宅改修費や福祉用具購入費等の申請書類一式の確認・点検を行います。

④医療情報との突合・縦覧点検

後期高齢者医療保険と国民健康保険の入院情報等と介護保険給付情報を突合し、日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払い情報を確認し、提供されたサービスの整合性を確認します。

⑤給付費通知

利用者自身のサービス利用に係る介護給付支払い状況等について本人に通知し、自身の1割から3割負担額との相違などを利用者自らの目線から確認できるようにします。

実施内容

主要項目	内容	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度 (10月末時点)	令和3年度 以降
要介護認定の適正化					
(1) 認定調査 状況のチェック	すべての認定調査について、市職員が点検を実施	3,090件	2,957件	件	すべての調査に対し点検実施
ケアマネジメント等の適正化					
(2) ケアプランの点検	実地指導を行いケアプランの点検を実施	実施	実施	実施	年3事業所で実施
(3) 住宅改修の点検	事前申請書類を確認、点検し、場合によって実地調査を実施	149件 実地調査 5件	164件 実地調査 5件	件 実地調査 件	事前申請時に全件点検
サービス提供体制及び介護報酬の適正化					
(4) 医療情報との突合・縦覧点検	重複請求縦覧チェックと合わせて実施	65件照会	104件照会	件照会	実施
(5) 介護給付費通知	在宅サービス利用者に対し、年1回通知を送付	年1回	年1回	年1回	年1回実施

⑦家族介護支援

1) 家族介護教室の開催

要介護状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な方法の習得を内容とした介護者向けの教室を開催します。

また、教室の中で、家族が介護の継続ができるように、介護者相互の交流を図り、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図られるよう配慮します。

(2) 高齢者の生活支援体制の整備

① 高齢者福祉サービスの整備

第6期計画において、高齢者人口の増加や生活支援サービスに対するニーズの変化に応じ、将来に向かって安定的なサービスを提供するため、高齢者福祉サービスのうち3つのサービスの見直しを行いました。

主なサービスでは、第5期計画以降、「高齢者食事サービス」事業は、やや対象者が減少しているものの、「高齢者緊急時連絡システム」は、全体的にはやや対象者が増加しています。また、「敬老祝品」事業の対象者は、第5期計画以降、対象者が増加傾向にあり、平成27年度以降は1.4万人を超えています。

第8期計画では、第6期計画で行った事業規模の適正化及び高齢者の増加に伴う状況を踏まえるとともに、新たなニーズにも対応する高齢者福祉サービスの整備の検討を引き続き行います。

② 高齢者福祉サービスの周知活動の実施

サービスの必要な高齢者が、必要な福祉サービスをできるだけ速やかに受けられるよう、広報やホームページなどを通じ定期的なサービス紹介などを行っていくとともに、介護サービス事業者にも周知することで、サービスの普及・啓発を図ります。

③ ケースワーク体制の充実

ケース対応を行う中で、地域ケア会議や高齢者虐待対応の個別ケース会議を活用し、民生委員や地域包括支援センター、関係機関などと協力しながら要援護高齢者へのきめ細かい対応を行います。

④ 成年後見制度の利用促進

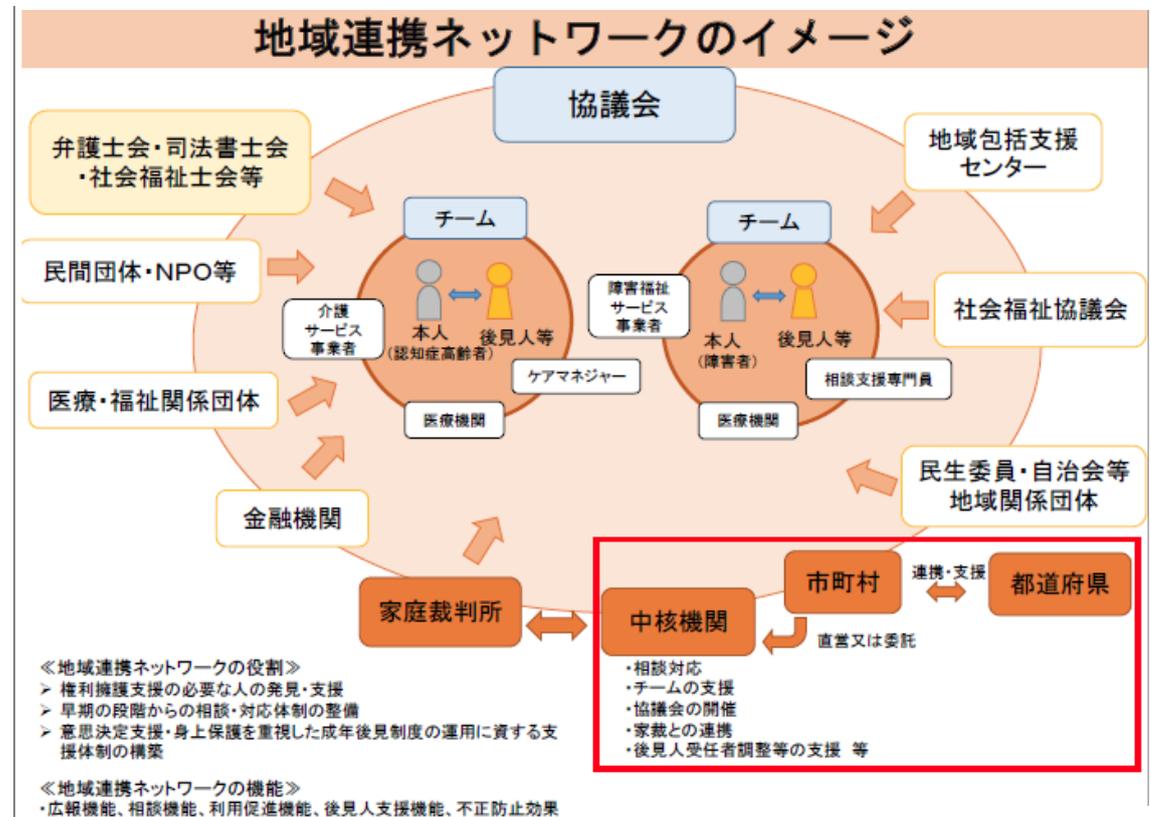
認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいを抱える高齢者の財産の管理や日常生活等を社会全体で支えるため、「地域ケア会議」等の既存の資源・仕組みを活用し、成年後見制度の円滑な運営につなげていきます。特に、権利擁護支援が必要な人の早期発見と相談、また、専門機関や関係機関との連携による本人の見守りや支援などの対応を行っていきます。今後も各関係機関との連携を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。

■成年後見制度利用促進基本計画について

国では、成年後見制度が十分に活用されていないため、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある人たちの財産の管理や日常生活等を社会全体で支え合うことができていないという課題認識に基づき、平成 28 年 4 月 15 日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を公布し、平成 28 年 5 月 13 日に施行しました。

この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

国は、この法律に基づき、平成 29 年 3 月 24 日に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。市町村には努力義務として、国の計画を勘案した計画を策定することとされています。



国の計画では今後の施策目標の一つとして、“全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る”ことが掲げられており、市町村においては、直営又は委託により、「中核機関(センター)」の整備が期待されています。地域連携ネットワークの機能として、広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)、相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)、利用促進(マッチング)機能、後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)、不正防止効果が挙げられます。

注：次ページ以降に、「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」を掲載します。

『戸田市成年後見制度利用促進基本計画』

1) 計画の策定にあたって

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）」第14条第1項に規定される市町村計画として、国の成年後見制度利用促進基本計画及び本市における成年後見制度の利用の実情を踏まえ、「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

【計画の位置づけ】

1. 法第14条第1項に規定される市町村計画
2. 「第8期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」内に位置づける。

【計画期間】

令和3年度～令和5年度（3年間）

2) 国及び市の現状

ア. 国の現状

全国的に高齢者数は増加の一途をたどっており、それに伴って認知症有病率も増加傾向にあります。2025年（令和7年）には高齢者の5人に一人が認知症になると推測されています。また、知的障がい者及び精神障がい者数についても増加傾向にあります。

■ 制度利用に関連する認知症高齢者の推移（全国）

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

■ 制度利用に関連する障がい者数の推移（全国）

表2 療育手帳交付台帳登載数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総 数	974 898	1 009 232	1 044 573	1 079 938	1 115 962	36 024	3.3
18歳未満	246 336	254 929	262 702	271 270	279 649	8 379	3.1
18歳以上	728 562	754 303	781 871	808 668	836 313	27 645	3.4

出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

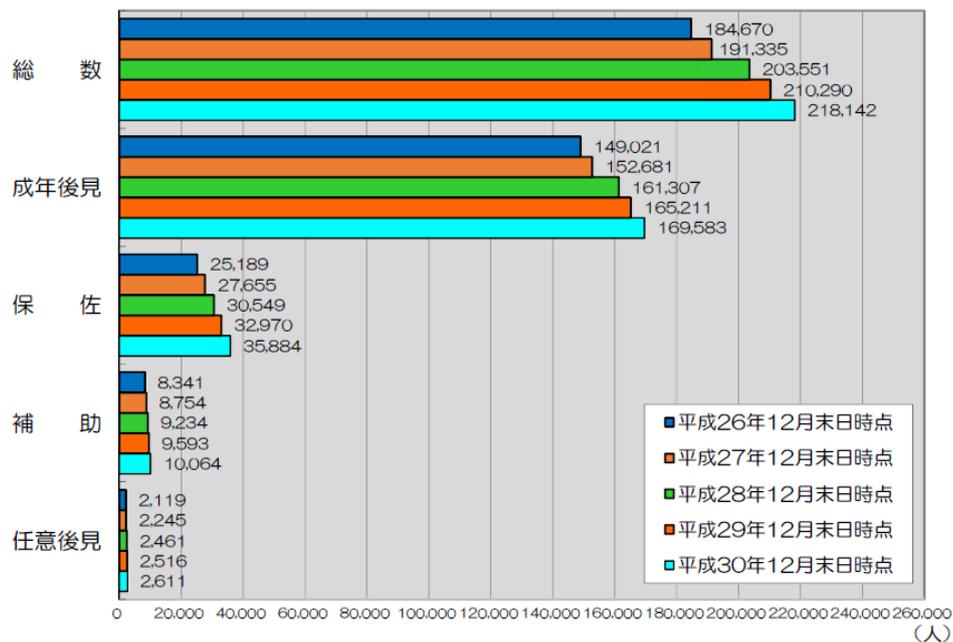
表2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数（有効期限切れを除く。）の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載数 (有効期限切れを除く。) (人口10万対)	803 653	863 649	921 022	991 816	1 062 700	70 884	7.1
1級	108 557	112 347	116 012	120 651	124 278	3 627	3.0
2級	488 121	519 356	550 819	590 557	630 373	39 816	6.7
3級	206 975	231 946	254 191	280 608	308 049	27 441	9.8

出典：衛生行政報告例（厚生労働省）

■ 成年後見制度の利用者数の推移

(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移



出典：成年後見関連事件の概況（最高裁判所）

イ. 戸田市の現状

本市の人口は増加の一途をたどっており、人口増加に伴い、高齢者数、知的障がい者及び精神障がい者数も増加しています。併せて、成年後見制度の利用者数も増加しています。

■ 高齢者数（65歳以上）

各年4月1日時点

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平均
高齢者数	21,576人	21,767人	22,313人	22,785人	23,143人	
対前年増減率		0.89%	2.51%	2.12%	1.57%	1.77%
一人世帯	5,740人	6,061人	6,340人	6,607人	6,888人	
対前年増減率		5.59%	4.60%	4.21%	4.25%	4.66%

戸田市の高齢化率は令和2年4月時点で16.4%と全国平均に比べ低い水準にはなりますが、高齢者数、高齢者の一人世帯数は共に増加しています。平成28年から令和2年の5年間で約2,000人増加しており、今後も2%程度の高齢者増加率を見込んでいます。

■ 知的・精神障がい者数

各年度末時点

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平均
知的障がい者数	728人	756人	762人	769人	
対前年増減率		3.85%	0.79%	0.92%	1.85%
精神障がい者数	720人	786人	836人	927人	
対前年増減率		9.17%	6.36%	10.89%	8.81%

知的障がい者数、精神障がい者数は共に増加しており、特に精神障がい者数は直近3年の平均で8%以上の増加が見られます。

第4章 具体的な施策の展開

■ 成年後見制度の利用者数

各年 12 月末時点

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
後見（うち親族）	86 人（35 人）	93 人（40 人）	89 人（35 人）
保佐（うち親族）	24 人（0 人）	26 人（2 人）	28 人（1 人）
補助（うち親族）	5 人（3 人）	6 人（3 人）	6 人（3 人）
任意（うち親族）	1 人（-）	0 人（-）	1 人（-）
合計（うち親族）	116 人（38 人）	125 人（45 人）	124 人（40 人）
対前年増減率		7.76%	▲0.80%

（対前年増減率は、市が算出）

出典：さいたま家庭裁判所

利用者数は増加傾向にあり、成年後見制度の需要は高まっています。成年後見人については、親族以外の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等が就任している割合が6割以上となっています。

■ 成年後見制度の申立件数

各年 12 月末時点

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
後見（うち親族）	18 人（14 人）	13 人（13 人）	15 人（12 人）	16 人（14 人）
保佐（うち親族）	5 人（1 人）	2 人（0 人）	5 人（5 人）	8 人（8 人）
補助（うち親族）	0 人（0 人）	2 人（1 人）	1 人（1 人）	2 人（2 人）
任意（うち親族）	0 人（0 人）	0 人（0 人）	0 人（0 人）	1 人（1 人）
合計（うち親族）	23 人（15 人）	17 人（14 人）	21 人（18 人）	27 人（25 人）
対前年増減率		▲26.09%	23.53%	28.57%

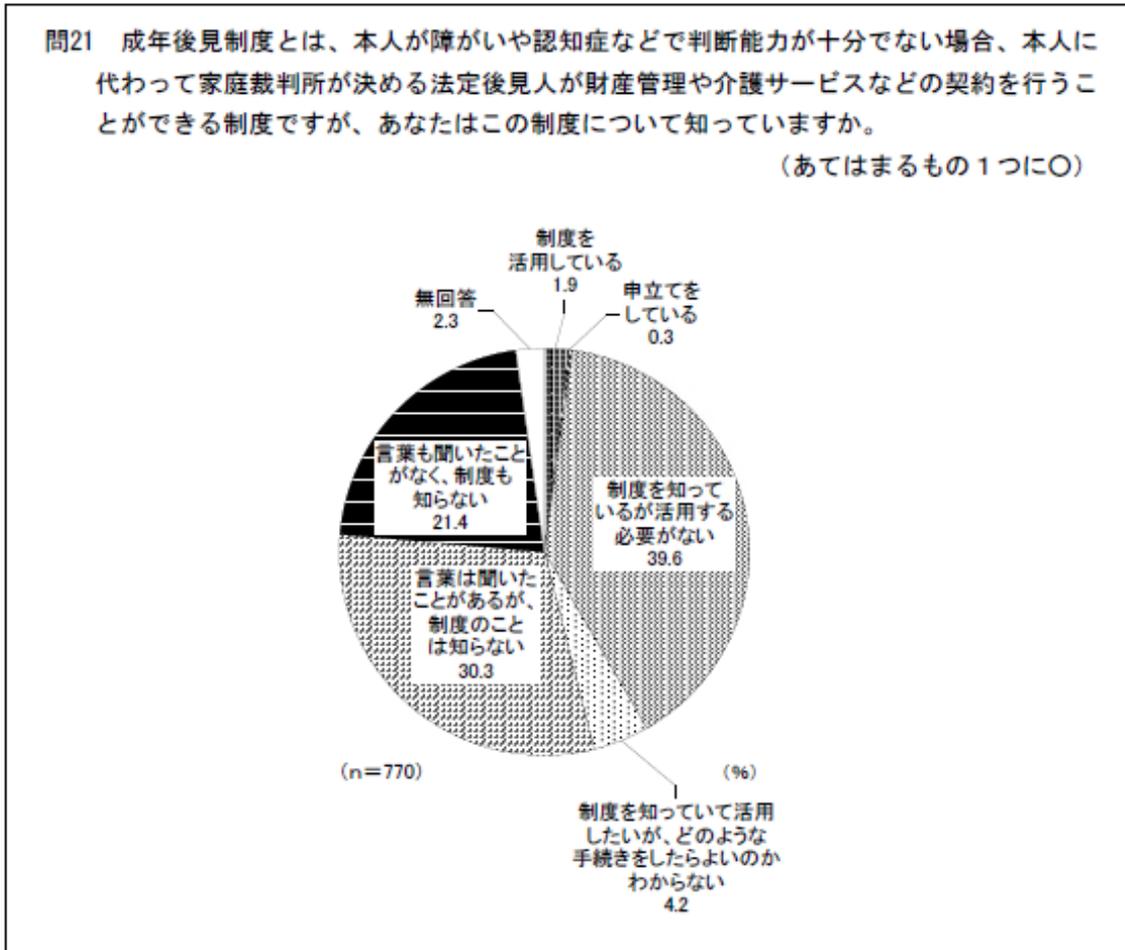
（対前年増減率は、市が算出）

出典：さいたま家庭裁判所

申立件数は、例年 20 件前後となっており、そのうち親族申立が8割程度になっています。

■ 制度を理解している人の数（「令和元年度戸田市市民意識調査」より）

（8）成年後見制度の認知度



成年後見制度を知っているか聞いたところ、「制度を知っているが活用する必要がない」(39.6%)が4割で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」(30.3%)、「言葉も聞いたことがなく、制度も知らない」(21.4%)となっている。

令和元年度の意識調査の中では、「制度について知らない」と回答した人が5割以上を占めています。

3) 現状から見えてくる課題

成年後見制度を必要とする人は今後も増加するものの、支援体制が十分でなく、利用が進んでいない状況です。以下の課題を捉えて、取り組んでいく必要があります。

【課題】

1. 制度について知られていない。
2. 制度や手続きが複雑で分かりづらいため、福祉関係者であっても理解が十分でない。
3. 専門的な相談窓口がない。
4. 後見人の成り手が不足している。
5. 身上監護^{※1}が十分にできていない。
6. 制度を利用するにあたり、多額の費用がかかると考える方が多く、制度を活用しない。

※1 身上監護：被後見人の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為

(例) 医療に関する事項、住居の確保に関する事項

施設等の入退所の契約事項、その他契約事項

4) 基本的な考え方

【基本理念】

すべての人が家庭や地域の中で生涯を通じて生きがいを持ち、安心して健やかに自分らしい生活を送ることのできるまちを目指して

【基本目標】

一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり

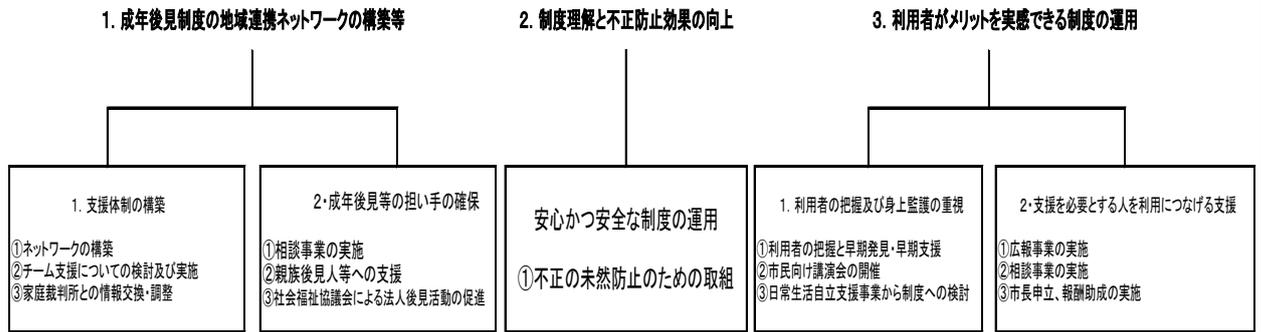
成年後見制度利用促進基本計画における基本目標

①成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

②制度理解と不正防止効果の向上

③利用者がメリットを実感できる制度の運用

5) 施策の展開



【3つの施策】

（施策1）成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

権利擁護支援が必要な人に対して、適切な福祉サービス等につなげていくために、地域関係団体や関係機関との既存のネットワーク（地域ケア会議等）を活用し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築を進めていきます。また、権利擁護が必要な人へのアプローチやニーズの掘起こしなどのほか、困難なケースへの対応は、地域の関係団体等と連携した取組みを図っていきます。

その他、適切な成年後見人等が得られず、制度の利用につながらない人を対象としたセーフティネットとして、社会福祉協議会が新たに実施する法人後見事業に対して、継続的に事業展開できるよう支援します。

（施策2）制度理解と不正防止効果の向上

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域社会において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。制度の理解促進のため、権利を擁護する重要な手段であることの周知啓発を図ります。

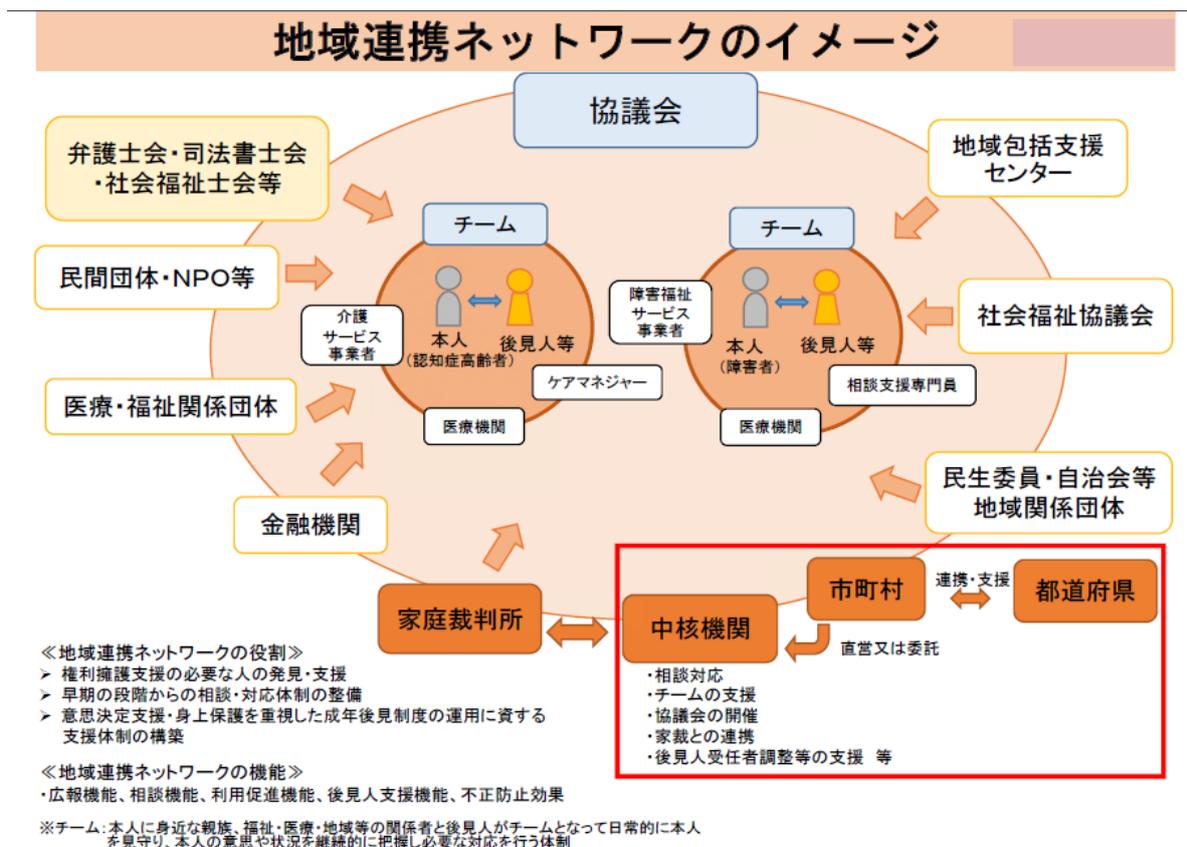
また、地域の関係団体等で構成する既存のネットワークを効果的に活用して、ネットワーク内における制度の理解促進とともに、関係団体内における制度の理解の促進を図り、関係団体間の情報共有や連携となる仕組みを構築します。地域全体に、制度の周知啓発の拡充を図ることにより、制度の理解促進へとつながり、地域全体で支え合う制度として、適正に運用されるよう、取り組みます。

(施策3) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく、意思決定支援や身上監護の側面も重視する必要があります。利用者の早期発見や早期支援ができるよう、関係団体とも連携し、市民向けの講演会等を開催して、理解や周知を深めていきます。

生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯等、制度の利用が必要な人に、相談に応じて適切な情報提供ができるよう、市及び戸田市社会福祉協議会、関係機関との連携が重要です。そのため、福祉サービス等を提供する側の情報共有をはじめとした連携を図り、適切にサービスにつなげるとともに、利用者が分かりやすく、使いやすい制度の運用ができる事業展開を図ります。

また、相談体制においては、様々な相談対応から制度の利用が必要な人は制度利用へとつなぎ、制度の利用中においても支援する体制を進めていきます。



基本目標3. 生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくり

健康でいきいきといつまでも暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく、主体的に活動し、自立した生活をしていくための生きがいづくりや健康づくりが重要です。

そのため、高齢者が生涯をとおして活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識をいかしながら社会を支える一員として活躍するための支援を行います。

また、健康づくりのための情報提供や相談窓口等の充実を図ります。

これに加えて、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域での相互の支え合いを基本に地域全体で高齢者を支えることが重要です。

社会福祉協議会で行っている支部活動やNPO等の活動を中心に高齢者の日中の居場所や活動の拠点整備など、地域での活動の活性化を図ります。その中では関係機関との連携強化や適切な情報提供に努めていきます。

さらに、若い世代と共に地域社会を支え、地域全体を活性化するために、年齢を超えた交流を推進するとともに、市民への意識啓発や情報提供、ボランティア・NPO等への支援等、感染予防対策を徹底した地域福祉活動の活性化を図ります。

本基本目標は、地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、各関連機関が実施している事業内容となります。

基本目標3 生きがいを持ち 安心して暮らせる 地域づくり	施策の方向	基本施策
	(1) 高齢者の活動支援	①活動機会の拡充
		②就労機会の拡大
	(2) 健康づくりの推進	①健康づくり支援の充実
	(3) 地域活動・地域交流の支援	①地域福祉活動の活性化
②交流・理解の促進		
(4) 地域居住のための支援	①バリアフリーの推進	
	②安心・安全な生活環境づくり	

(1) 高齢者の活動支援

①活動機会の拡充

1) 老人クラブの充実

老人クラブのPRと新規加入を促進するとともに、ライフスタイルの多様化などを踏まえた活動内容の多様化・充実を図ります。

老人クラブの自主活動については、活動の場の提供などの支援を行います。感染症流行状況での各クラブの活動状況を聴取し、クラブ間で共有することにより、感染予防対策を取り入れた運営を支援します。また、TODA元気体操の通いの場の立ち上げ支援を行います。

2) 生涯学習の推進

高齢者を対象とした多彩な講座を実施し、作品の展示会や演芸を披露する場の開催など、生涯学習の場の環境整備を図ります。

3) スポーツ活動への支援

高齢者が個々の目的・能力・し好に応じて、シルバースポーツ大会やグラウンドゴルフ、ゲートボールなど、気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図ります。

4) 自主的活動グループの育成・支援

人材バンク（戸田人材の森）などからの講師の派遣を行います。

また、ボランティア・市民活動支援センターでの相談・支援体制の充実を図り、感染予防対策を徹底した自主的活動グループの活動の場の拡大などを支援します。

5) 活動しやすい環境の整備・充実

公共・公益施設の有効活用、ホームページ等を活用した情報提供などに取り組みます。

②就労機会の拡大

1) 求職相談・職業紹介の実施

「戸田市ふるさとハローワーク」・「戸田市生活自立相談センター」での求人情報の提供を行います。

また、求職相談や職業紹介の体制の充実を図ります。

2) 起業家相談の実施

戸田市商工会起業支援センター「オレンジ・キューブ」でのアドバイザーによる相談を行います。

3) シルバー人材センターの拡充

ホームページなどを通じ、シルバー人材センターのPRに努めます。

また、地域班・職群班・広報班による会員の班結成や各種技能講習会・研修会などを支援します。

(2) 健康づくりの推進

①健康づくり支援の充実

1) 健康づくりに関する情報の提供

「広報戸田市」や市ホームページ、健康福祉の杜まつりなどにおける情報提供を通じて、健康づくりを推進します。

2) 健康診査・がん検診の実施

健康診査・がん検診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見に努めます。また、健（検）診結果に基づく保健指導を実施します。

3) 健康教育・健康相談の充実

生活習慣病予防のための講座や、まちづくり出前講座などを実施し、健康づくりや生活習慣改善の支援をします。また、個々の健康状態や生活状況にあわせた食事・生活指導を保健師や管理栄養士が実施します。

4) 歯及び口腔の健康づくり

むし歯や歯周病などの早期発見・治療及び予防につなげるため、歯科健康診査を実施します。また、介護予防事業や健康教室、健康相談を通じて歯及び口腔の健康づくりを支援します。

(3) 地域活動・地域交流の支援

① 地域福祉活動の活性化

1) 「ふれあいサロン」活動の促進

社協支部を中心に、感染予防対策を徹底した子どもや母親、高齢者や障がい者等の「ふれあいサロン」活動を促進します。

2) NPO等市民活動、民間団体支援

ボランティア・市民活動支援センターやボランティアセンターでの相談・支援体制の充実を図ります。また、「市民活動サポート補助金」の活用、他団体の助成金等の情報発信、活動に必要な場や設備の提供に努めます。

さらに、地域通貨（戸田オール）を活用した活動支援を図ります。

3) 身近な地域における日常的な活動拠点づくり

社協支部活動の充実に向けて、身近な地域における感染予防対策を徹底した活動拠点づくりを推進します。

4) 社会福祉協議会等との連携

市と社会福祉協議会及び社会福祉事業団との一層の連携強化・交流促進に努めます。

5) 福祉活動に関する情報提供の充実

ホームページなどの充実により、地域における福祉活動の活性化に向けた支援を行います。

②交流・理解の促進

1) 子どもたちと高齢者との交流推進

子どもたちのふれあい訪問やオンライン交流などの機会の拡大を図りながら、「新しい生活様式」に応じた高齢者と子どもたちとの交流を推進します。

2) 福祉教育の推進・学習機会の提供

高齢者に対するボランティア体験など、小・中学校や県立高校での福祉教育を推進します。

また、認知症サポーター養成講座やまちづくり出前講座等により、福祉に関する学習の機会を提供します。

3) 地域クラブ・サークル活動の支援

趣味などのクラブ・サークル活動などについて、感染予防対策を徹底した活動の場の提供などの支援を行います。

(4) 地域居住のための支援

①バリアフリーの推進

1) バリアフリー制度の普及

公共施設などにおけるバリアフリーの制度・理念の普及・啓発に努めます。

2) 公共建築物の整備

公共建築物のバリアフリー化を推進します。

3) 移動手段の確保・交通機関の整備の促進

コミュニティバス「t o c o (トコ)」等の周知・啓発を図ります。

4) 外出や社会参加の促進

高齢者の感染予防対策を徹底した外出や社会参加を促進します。

②安心・安全な生活環境づくり

1) 避難行動要支援者避難支援制度の推進

災害時に一人で避難することが困難な方を、地域や周りの方が避難支援を行う「避難行動要支援者避難支援制度」を推進するため、更なる周知を行います。

また、避難支援体制の充実を図るため、庁内関係部局や関係機関との連携強化に努めます。

2) 防火・救急対策の充実

高齢者に対する住宅用火災警報器取付けサービス事業及び予防救急を推進します。

また、救急搬送を迅速に行うことを目的に、救急医療情報キットの無料配布を行います。このキットは、「かかりつけ医療機関」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報や、「診察券(写)」「保険証(写)」などを専用の容器に入れて、冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の救急時に備えるものです。

3) 交通安全対策の充実

路面表示や注意喚起看板の設置等の交通安全対策を推進します。

また、交通安全教室や街頭啓発、反射材と高齢運転者標識の普及、高齢者を対象とした講習会の周知、自転車等の安全利用の啓発などに努めます。

4) 防犯・消費者被害対策の充実

防犯・消費者被害に関するチラシの配布や防犯講座の開催などで啓発を図ります。また、町会・自治会における自主防犯活動を支援します。

さらに、訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、防犯くらし交通課（消費生活センター）で開催する「消費者安全確保地域協議会」で、地域包括支援センターと定期的な情報交換を行います。

第5章

高齢者福祉サービスの推進

1. 在宅福祉サービス

日常生活において介助を必要としている人とその家族が、地域で安心して生活していくために、「在宅福祉サービス」は支援の一つとなります。

そのため、本人とその家族のために、高齢者食事サービス事業、在宅高齢者紙おむつ等支給事業などを実施しています。

今後の高齢者人口の増加や生活支援サービスに対するニーズの変化に応じ、高齢者福祉サービスの整備を図り、本人とその家族が必要なサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

また、サービス提供にあたっては、感染予防対策を徹底することで、必要なサービスを安心して利用できるように促進します。

(1) 在宅福祉サービスの推進

① 高齢者食事サービス事業

買い物及び調理等が行えず食事の確保が困難な高齢者に対して、昼食の提供を通じ、安否確認を行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上のひとり暮らしの方、又は65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯員であること。 ・身体的又は精神的理由で食事をとれないことが常態となっていること。 <p>※以上の方が食事介助を必要とするときは、介助者も利用できます。</p>
利用できる回数	1日1回（昼食）
利用できる日	月曜日～土曜日 (ただし祝日、12月29日から1月3日までを除く)
利用者負担	1食につき400円
利用方法	<ol style="list-style-type: none"> ①市に申請し、決定されると、市が配達業者に開始の連絡をします。 ②事前に食事券を配達業者から購入します。 ③配達された弁当と引き換えに券を渡します。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（食）	15,510	17,353	17,709	18,072	18,442	18,820

②在宅高齢者紙おむつ等支給事業

常時紙おむつ等を使用する高齢者に、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを宅配します。また、病院入院の方及び排泄介護機器をご利用の方へは、現金支給を行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。 ・日常生活を営む上で常時紙おむつ等を必要とすること。 ・在宅で生活していること。 ・生活保護を受給していないこと。 												
利用限度数	<p><現物支給> ・1人1か月あたり、最大5パックまで組み合わせ自由。</p> <p><現金支給> ・入院に限り、月額上限5,000円。</p> <p>・排泄介護機器の紙パンツ、月額上限5,000円。</p>												
利用者負担	<p>■利用者負担（1パック当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>課税世帯</th> <th>非課税世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙おむつ</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>紙パンツ</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>尿取りパッド</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税世帯	非課税世帯	紙おむつ	500円	250円	紙パンツ	400円	200円	尿取りパッド	300円	150円
種類	課税世帯	非課税世帯											
紙おむつ	500円	250円											
紙パンツ	400円	200円											
尿取りパッド	300円	150円											
利用方法	<p><現物支給></p> <p>①市に申請し、決定されると、市が配達業者に開始の連絡をします。</p> <p>②月に1回、配達業者が品物を宅配します。</p> <p>③品物と引き換えに利用者負担金を支払います。</p> <p><現金支給></p> <p>①病院が発行した領収書を申請書に添付し提出します。</p> <p>②指定した口座に振り込みます。</p>												

■実績及び見込値（現物支給）

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	8,090	8,300	8,561	8,831	9,109	9,396

■実績及び見込値（現金支給）

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ請求月件数	568	620	640	660	680	702

③ 高齢者訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきりになっている高齢者に理容師又は美容師が訪問して散髪と顔剃（理容師のみ）を行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。 ・寝たきりの状態のため訪問理美容を必要とすること。 ・在宅で生活していること。
利用回数	3か月に1回、年4回まで（年度途中の申請の場合はこの限りでない）
利用者負担	区分A：100円（生活保護世帯に属する方又は生計中心者の前年度市民税が非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者） 区分B：300円（生計中心者の前年度市民税が非課税世帯に属する方） 区分C：500円（区分A及び区分Bに該当しない方）
利用方法	①市に申請し、決定されると、市から訪問理美容サービス券が送られてきます。 ②利用者が理容店・美容室に電話等で連絡して都合の良い日時を決めます。 ③理容師・美容師に1回分のサービス券を渡してサービスを受けます。 ④市から送られてくる納入通知書で利用者負担金を支払います。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	93	86	89	91	92	94

④ 高齢者日常生活用具給付事業

在宅で寝たきりやひとり暮らしになっている高齢者に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の日常生活用具を給付します。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。 ・生活保護世帯又は生計中心者の前年所得税が非課税の世帯に属すること。 ・その他、用具ごとに定める要件に該当していること。
利用者負担	なし
利用方法	①市に申請し、決定されると、市が用具の取扱い業者に発注します。 ②取扱い業者が利用者宅に行き、用具を取り付けます。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	4	4	4	4	4	4

⑤ 高齢者歩行補助つえ交付事業

歩行につえの必要な高齢者に歩行補助つえを交付します。市内の福祉センター等でも歩行補助つえを交付します。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。 ・在宅で生活し、歩行が困難であること。 ・過去3年以内に市から歩行補助つえの交付を受けていない方
利用者負担	1本 100円
利用方法	利用者（又はその家族）が市に申請し、決定されると、その場で交付します。また、市内の福祉センター等でも歩行補助つえを交付します。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間交付本数（本）	212	235	240	245	250	255

⑥ 高齢者寝具類乾燥等事業

家庭において寝具類を乾燥等することが困難な高齢者に対し、定期的に寝具類の乾燥や丸洗いを行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。 ・生活保護世帯又は生計中心者の前年度市民税が非課税世帯であること。 ・身体的又は精神的理由により、日常生活を営む上で支障があること。 ・在宅で生活していること。 ・家族が心身の障がい等により介護を行えないこと、又は介護を行う者がいないこと。
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥・消毒は月1回、掛布団及び敷布団は月3枚まで、毛布は月1枚まで。 ・丸洗いは年1回、掛布団及び敷布団は年2枚まで、毛布は年1枚まで。
利用者負担	1回 100円
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ①市に申請し、決定されると、市が乾燥業者へ連絡します。 ②乾燥業者が利用者にサービスにうかがう日を連絡して実施します。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（枚）	132	126	129	131	134	137

⑦ 高齢者緊急時連絡システム事業

ひとり暮らしなどにより緊急時の連絡が不安な方に、緊急の時に発信ができる相談機能がついた緊急通報機器とペンダント型発信機又は携帯型の緊急通報機器を貸与します。

利用できる方	<p>・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けており、緊急時に緊急連絡先のある方で、次の①から③のいずれかに該当する方。</p> <p>① 65歳以上で、ひとり暮らしであること。</p> <p>② 65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯の世帯員で、当該世帯員が病弱であること。</p> <p>③ 65歳以上で、世帯員の就労等により、ひとり暮らしと同様の状態にあること。</p>
利用方法	<p>①市に申請し、決定されると、市が取扱い業者へ連絡します。</p> <p>②取扱い業者から利用者に連絡が入り、機器設置工事に都合の良い日時を決めます。</p> <p>③取扱い業者が利用者宅に行き、電話機に機器を取り付けます。</p>

■ 実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用利用件数（人）	567	578	590	602	614	627

⑧ 高齢者移送サービス事業

在宅で寝たきりになっている方や車椅子を利用している方が、移動のためにリフト付きワゴン車等を利用した場合、料金の一部を助成します。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。 ・介護保険施設又は医療機関への交通手段として、移送用車両（リフト付き車両、ストレッチャー装着ワゴン車等）を利用すること。 ・寝たきりの状態又は車椅子を利用していることにより、一般の交通機関を利用することが困難であること。
利用回数	往復又は片道を1回として月2回、年24回 (年度途中の申請の場合はこの限りでない)
利用者負担	1回につき実費から2,000円を控除した額
利用方法	<ol style="list-style-type: none"> ①市に申請し、決定されると、市から年間（24枚）の移送サービス券が送られてきます。 ②利用者が、市と契約した業者に電話等で連絡して利用日時を決めます。 ③1回分のサービス券を業者に渡してサービスを受けます。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（回）	509	415	424	432	441	450

⑨徘徊高齢者等探索システム利用助成事業

認知症等で徘徊癖のある高齢者等にGPS端末機器を身につけてもらうことにより、徘徊発生時に位置情報を介護者に知らせるシステムの利用料の一部を助成します。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けている40歳以上の方 ・要介護又は要支援認定を受けている方 ・認知症等による徘徊癖があり、探索システムの利用が必要と認められる方
助成の額	<ul style="list-style-type: none"> ・申込料又は登録料（位置情報登録料、契約事務手数料等） <ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯 利用者負担額の90%又は10,000円の低い額 市民税非課税世帯 利用者負担額の95%又は10,000円の低い額 生活保護世帯 利用者負担額の全額 ・月額利用料（貸与機器一式利用料、検索料等） <ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯 利用者負担額の90%又は4,000円の低い額 市民税非課税世帯 利用者負担額の95%又は4,000円の低い額 生活保護世帯 利用者負担額の全額
助成の対象期間	利用が可能になった月から契約を解除した月まで

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	95	112	114	117	119	121

⑩健康長寿入浴事業

市内の銭湯を200円で利用できる「健康長寿入浴証」の引換券を交付します。

利用できる方	・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上であること。
利用者負担	1日1回 200円（令和2年度より）
利用回数	1日1回までの利用です。毎日（銭湯の休業日を除く）利用が可能です。
利用方法	① 市に申請し、決定されると「健康長寿入浴証引換券」を交付します。 ② 「健康長寿入浴証引換券」と本人を確認できる「保険証」や「運転免許証」などを市内の銭湯に持参し、「健康長寿入浴証」を受け取ります。 ③ 銭湯に行き、「健康長寿入浴証」を提示して200円を支払い、入浴します。

※当該事業の利用者負担については、実費負担という性質であるため、計画期間中に見直しを行う場合もあります。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（回）	142,299	140,720	143,605	146,549	149,553	152,619

⑪ 高齢者短期宿泊事業

介護保険の対象とならない高齢者のうち、虐待・事故等やむを得ない事情のある方に対し、短期間老人ホームにて養護、生活習慣に関する指導や給食サービス及び入浴サービス等を行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けている65歳以上の方で、次の①から③のいずれかに該当している方 ①家族から虐待を受け、又は放置されていること。 ②事故や災害等により居宅での生活が困難であること。 ③基本的な生活習慣の欠如等により日常生活を営むに当たって支障が生じていること。 <p>※利用できない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に入院し、治療の必要がある方 ・健康を害するおそれのある感染疾患を有すると認められる方 ・実施施設の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれのある方 ・老人短期入所事業の対象となる方
利用者負担	1日 2,500円
利用回数	1回が7日を超えない期間で、年2回まで（緊急を要する方は延長可）
利用者負担の減額又は免除ができる方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者 ・利用できる方の①又は②に該当する方

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	3	0	0	3	3	3

⑫日常生活自立支援事業利用料金助成事業

埼玉県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助・日常生活上の手続援助・日常的金銭管理・書類預かりサービス 通称：あんしんサポートねっと）を利用する高齢者に対し、その利用料の一部を助成します。

日常生活自立支援事業利用料金	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用援助・日常生活上の手続援助・日常的金銭管理 1回1時間まで1,200円、以降30分ごとに400円を加算。ただし、日常的金銭管理に使用する通帳を預かる場合は1回1時間まで1,600円 書類預かりサービス 基本料 年額2,000円、利用料 月額500円
助成が受けられる方	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けている方で、次の①から③のいずれかに該当している方 ①要介護又は要支援認定を受けていること。 ②療育手帳を交付されていること。 ③精神障害者保健福祉手帳を交付されていること。
助成の額	<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯 月額利用料金の90%又は5,000円のどちらか低い額 市民税非課税世帯 月額利用料金の95%又は5,000円のどちらか低い額

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	6	4	4	4	4	4

⑬ 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者等に対し成年後見制度の申立てを行います※1。
また、成年後見人等の報酬の補助がなければ成年後見制度の利用が困難な方
に対して、報酬の一部を補助します※2。

※1 成年後見制度の申立て

対象者	成年後見制度の申立てを行う親族がない等の事情がある方のうち、市長が特に必要があると認める方
費用	審判の申立てに必要な手数料、登記手数料、鑑定費用は親族が負担します。ただし、親族が負担できない、又は負担することが適当でない場合には市が負担します。

※2 成年後見人等の報酬の補助

対象者	生活保護世帯に属する方、又は、成年後見人等の報酬の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある方
補助限度額	在宅は月額28,000円、在宅以外は18,000円

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	8	5	5	5	5	5

⑭在宅要介護高齢者介護支援金支給事業

在宅で、要介護3以上の認定を受けている65歳以上の高齢者を介護している家族に介護支援金を支給します。

受給できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・在宅要介護高齢者を常時介護していること。 ・在宅要介護高齢者と生計を同一にしていること。
支給額	要介護者1人につき月額5,000円
支給月	9月(4~9月分)、3月(10~3月分) ※受給者が死亡した場合は葬祭を行う方に支給します。

■実績及び見込値

区分	実績(見込)値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間支給件数(人)	615	637	650	671	692	713

⑮敬老祝品

毎年、70歳以上の方に、2,000円分の商品券を贈呈します。

受給できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市内に1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・毎年8月1日において70歳以上の方
贈呈方法	・9月に郵送で送付します。

■実績及び見込値

区分	実績(見込)値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間支給件数(人)	15,877	16,580	16,920	17,267	17,621	17,982

⑯敬老祝金贈呈事業

高齢者に対して、敬老と長寿を祝福し、あわせて福祉の増進を図ることを目的に、該当する方に祝金を贈呈します。

受給できる方	・引き続き市内に1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・毎年8月1日において、下表の年齢の方										
贈呈対象年齢と額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77歳（喜寿）</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>88歳（米寿）</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>99歳（白寿）</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>100歳（百寿）</td> <td>100,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	年 齢	金 額	77歳（喜寿）	10,000 円	88歳（米寿）	30,000 円	99歳（白寿）	50,000 円	100歳（百寿）	100,000 円
年 齢	金 額										
77歳（喜寿）	10,000 円										
88歳（米寿）	30,000 円										
99歳（白寿）	50,000 円										
100歳（百寿）	100,000 円										
贈呈方法	9月に指定口座に振り込みます。										

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間支給件数（人）	1,239	1,365	1,393	1,422	1,451	1,480

⑰介護保険サービス利用者特例助成事業

在宅において介護保険法による特定のサービスを利用した低所得者の方に、高額介護サービス費を除いた利用者負担額の一部を助成します。

利用できる方	・戸田市の介護保険の被保険者であること。 ・前年度市民税が非課税世帯に属すること。
--------	--

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間支給件数（人）	720	736	751	766	782	798

⑱ 高齢者居室等整備資金融資

同居している高齢者の居室等の新築、改築、増築、改造、取得等を計画されている方に、資金を融資するとともに、利子補給も行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の高齢者と同居している親族又は同居しようとしている親族で、次の①から④に該当している方 ①市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ②市税を完納していること。 ③整備に要する費用を自己資金のみで一度に負担することが困難と認められること。 ④連帯保証人が2人いること。
連帯保証人の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ただし、1人は市外でも可 ・一定の職業を有し、独立の生計を営んでいること。 ・市税を完納していること。 ・高齢者居室等整備資金融資を現に受けていないこと。
融資限度額	1件 5,000,000円 (利子補給：支払利子の50%を助成します。)
償還期間	15年以内（据置期間は6か月以内）

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用件数（人）	2	0	1	1	1	1

⑱ 高齢者世帯賃貸住宅家賃差額助成

民間の賃貸住宅に居住している高齢者の世帯が、居住を継続することが困難になったことにより別の住宅に転居した場合に、住み替えによって生じた家賃の差額を助成します。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯であること。 ・独立して生計を営むことができること。 ・生計中心者の前年度市民税が非課税であること。 ・生活保護を受けていないこと。 ・家賃を滞納していないこと。
利用要件	<p>(以下のどちらかに該当すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に住宅が取り壊しの予定であること。 ・要介護認定されている65歳以上の世帯員がいる場合であって、住宅の構造及び設備が高齢者に配慮したものでないため、日常生活が困難であること。
助成限度額	単身世帯：月額25,000円　2人以上世帯：月額30,000円
助成方法	毎月末に指定口座に振り込みます。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ件数（人）	12	12	12	12	13	13

⑳家具転倒防止器具給付設置

震災時の家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止器具の設置が困難な世帯に器具の給付設置を行います。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・在宅で生活していること。 ・次のいずれかに当てはまる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①70歳以上の方のみの世帯 ②要介護認定4又は5の方を含む世帯 ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方を含む世帯 ④療育手帳④、A又はBの交付を受けている方を含む世帯 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方を含む世帯
利用者負担	<p>次のすべてにあてはまる場合は無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の指定する家具転倒防止器具を設置すること。 ・設置箇所が4か所までであること。 ・家具転倒防止器具の長さが合計で360センチを超えないこと。
利用回数	1世帯につき1回限り
設置方法	市に申請し、決定されると、戸田市シルバー人材センターが設置にうかがいます。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用件数（人）	8	7	7	7	7	8

②1 民間賃貸住宅入居支援

連帯保証人がいないため民間の賃貸住宅に入居することが困難な高齢者に、民間の保証会社が債務保証し、入居が容易になるよう支援します。また、低所得者には債務保証料の一部を助成します。

利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を確保することが困難であること。 ・市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法による記録を受けていること。 ・緊急時の連絡先があること。 ・家賃を支払うことができること。 ・次の①から③のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上のひとり暮らしの方又は65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯。 ② 3級以上の身体障害者手帳、B以上の療育手帳又は2級以上の精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯。 ③ 母又は父と18歳未満の子で構成される世帯。
債務保証料	利用者が保証契約時に保証会社に支払います。額は、家賃等の1/2です。その後、毎年1万円の年間保証委託料を支払うことになります。
債務保証料の助成限度額	限度額50,000円（年間保証委託料の助成はありません。）
助成の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・転居日において、世帯員全員が住民税非課税であること。 ・転居日において、市内に1年以上居住していること。 ・市内の民間賃貸住宅に転居していること。 ・転居後の世帯においても高齢者の世帯であること。 ・この制度での助成金を受けてから5年以上経過していること。 ・生活保護の受給者でないこと。

■実績及び見込値

区分	実績（見込）値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用件数（人）	0	0	4	4	4	4

2. 生きがいサービス

高齢になっても市民一人ひとりが健やかで元気に安心して生活し、他者への思いやりを持つことでお互いの人権を尊重し、支え合い、幸せを実感するためには、社会とのかかわりを広く持って生きる楽しさ、生きがいを持つことが重要です。

そのため、本市では生きがいサービスを推進しています。必要なサービスを利用できるようにサービスの周知に努めるとともに、感染予防対策を徹底することで、サービスを安心して利用できるように促進します。

(1) 生きがいサービスの推進

① 老人クラブ活動事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、社会貢献に取り組むとともに、健康長寿社会づくり、地域福祉の向上に努めることを目的としています。知識や経験をいかして、自らが担い手となって、地域での仲間づくりや通いの場づくり、健康づくり・見守り・安否確認（友愛活動）、生活支援活動などに取り組んできました。

こうした中で、介護保険制度が見直され、地域包括ケアシステムの一端を担う活動として期待されていることから、介護予防等・生活支援総合事業の担い手としての取組みを進めているところです。戸田市でも介護予防（TODA元気体操等）に積極的に取り組んでいます。

主な活動	ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、演芸大会、カラオケ大会、作品展、地域の子ども見守り活動、清掃活動、介護予防事業（TODA元気体操等）への参画
対象者	・市内に居住するおおむね60歳以上の方が加入できます。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数(クラブ)	35	33	33	33	36
会員数(人)	2,008	1,907	1,896	1,844	1,927

②シルバースポーツ大会事業

スポーツを通じた高齢者の健康づくり・生きがい・社会参加の促進を目的とし、毎年10月にスポーツセンターでシルバースポーツ大会を開催します。

対象者	60歳以上の市民
参加方法	老人クラブ会員は各老人クラブ会長へ、その他の方は長寿介護課へ申込

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加人数(人)	825	852	799	761	743

③敬老のつどい

長年にわたって地域社会に貢献してこられた高齢者の方々の労をねぎらい、英気を養う一助としていただくため、70歳以上の方を対象に、毎年9月に敬老のつどいを開催します。

参加方法	長寿介護課または福祉センターにて、期間内に参加申込みを行います。
会場	戸田市文化会館
内容	演芸会等

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加人数(人)	1,036	1,024	779	589	669

④シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターでは、高齢者のライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業の機会を提供しています。

また、働くこと以外にも、清掃活動や防犯パトロール等のボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

加入資格	市内在住で原則60歳以上の健康で働く意欲のある方	
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・植木の手入れ・除草作業 ・建物などの補修 ・家事援助・施設管理 ・一般事務 ・筆記・毛筆等 	

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会員数(人)	575	603	656	695	754

3. 在宅福祉サービスの見込量

令和3年度から令和5年度の在宅サービスの利用量は、次のように見込みます。

■在宅福祉サービスの利用見込量

事業	項目	見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①高齢者食事サービス事業	年間延べ件数(食)	18,072	18,442	18,820
	年間見込量(円)	6,957,720	7,100,170	7,245,700
②在宅高齢者紙おむつ等支給事業(現物)	年間延べ件数(人)	8,831	9,109	9,396
	年間見込量(円)	39,289,119	40,525,941	41,802,804
②在宅高齢者紙おむつ等支給事業(現金)	年間延べ件数(人)	660	680	702
	年間見込量(円)	3,051,840	3,144,320	3,246,048
③高齢者訪問理美容サービス事業	年間延べ件数(人)	91	92	94
	年間見込量(円)	500,500	506,000	517,000
④高齢者日常生活用具給付事業	年間延べ件数(人)	4	4	4
	年間見込量(円)	82,500	82,500	82,500
⑤高齢者歩行補助つえ交付事業	年間交付件数(本)	245	250	255
	年間見込量(円)	294,000	300,000	306,000
⑥高齢者寝具類乾燥等事業	年間延べ件数(枚)	131	134	137
	年間見込量(円)	387,629	396,506	405,383
⑦高齢者緊急時連絡システム事業	年間利用件数(人)	602	614	627
	年間見込量(円)	19,866,000	20,262,000	20,691,000
⑧高齢者移送サービス事業	年間延べ件数(回)	432	441	450
	年間見込量(円)	864,000	882,000	900,000
⑨徘徊高齢者等探索システム利用者助成事業	年間延べ件数(人)	117	119	121
	年間見込量(円)	537,900	546,480	555,060
⑩健康長寿入浴事業	年間延べ件数(回)	146,549	149,553	152,619
	年間見込量(円)	20,040,000	20,040,000	20,040,000

■在宅福祉サービスの利用見込量

事業	項目	見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑪高齢者短期宿泊事業	年間延べ件数(人)	3	3	3
	年間見込量(円)	850,000	850,000	850,000
⑫日常生活自立支援事業利用料金助成事業	年間延べ件数(人)	46	47	48
	年間見込量(円)	92,000	94,000	96,000
⑬成年後見制度利用支援事業	年間延べ件数(人)	5	5	5
	年間見込量(円)	1,680,000	1,680,000	1,680,000
⑭在宅要介護高齢者介護支援金支給事業	年間支給件数(人)	633	653	673
	年間見込量(円)	27,131,646	27,988,886	28,846,126
⑮敬老祝品	年間支給件数(人)	17,267	17,621	17,982
	年間見込量(円)	34,534,000	35,242,000	35,964,000
⑯敬老祝金贈呈事業	年間支給件数(人)	1,422	1,451	1,480
	年間見込量(円)	22,388,000	22,845,000	23,301,000
⑰介護保険サービス利用者特例助成事業	年間支給件数(人)	766	782	798
	年間見込量(円)	32,032,588	32,701,676	33,370,764
⑱高齢者居室等整備資金融資	年間利用件数(人)	1	1	1
	年間見込量(円)	72,500	72,500	72,500
⑲高齢者世帯賃貸住宅家賃差額助成	年間延べ件数(人)	148	151	154
	年間見込量(円)	2,749,396	2,805,127	2,860,858
⑳家具転倒防止器具給付設置	年間利用件数(人)	5	5	5
	年間見込量(円)	43,265	43,265	43,265
㉑民間賃貸住宅入居支援	年間利用件数(人)	4	4	4
	年間見込量(円)	200,000	200,000	200,000

※在宅福祉サービスは戸田市独自の事業であることから、財政状況に応じて、計画期間中に変更となることがあります。

4. 特定施設等の整備

(1) 軽費老人ホーム

家庭環境等の理由から居宅での生活が困難な60歳以上の方を対象に食事・入浴等その他日常生活に必要なサービスを提供する施設で、食事サービスの有無や状態に応じA型・B型・ケアハウスの3種類に分類され、市内にはケアハウスがあります。

・ケアハウス

ある程度自立はしているが、身体機能の低下や家庭環境等で居宅での生活が困難な60歳以上の高齢者が対象で、食事や日常生活に必要なサービスを受けられる施設で、個室となっています。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(施設)	1	1	1	1	1
利用者(人)	30	30	30	30	30

■見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数(施設)	1	1	1	1	1
利用者(人)	30	30	30	30	30

(2) 養護老人ホーム

65歳以上で身の回りのことが自分ででき、自立しているが、身体的、精神的又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で生活できないと判断された高齢者を受け入れる施設です。市内に施設はなく、さいたま市・川口市等の近隣市の施設を利用しています。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(施設)	5	3	3	3	3
利用者(人)	10	7	6	5	4

■見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数(施設)	2	3	3	3	3
利用者(人)	2	3	3	3	3

